
第7期廿日市市障がい福祉計画
第3期廿日市市障がい児福祉計画



令和6(2024)年3月
広島県廿日市市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本的視点	4
4 計画の策定体制	5
5 「はつかいち福祉ねっと」との連携	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	9
1 市の人口・世帯.....	10
2 障がいのある人の状況	11
3 アンケート調査による利用希望	23
第3章 障害福祉サービス等の目標と見込量確保のための方策.....	29
1 成果指標（令和8（2026）年度の目標値）	30
2 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）	35
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	45
4 発達障がい者等に対する支援	47
5 相談支援体制の充実・強化	48
6 障害福祉サービス等の質の向上	50
7 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	51
第4章 障害児通所支援等の目標と見込量確保のための方策	55
1 成果指標（令和8（2026）年度の目標値）	56
2 障害児通所支援等の見込量（活動指標）	58
第5章 計画の推進・評価体制	63
1 障害福祉サービス等の円滑な提供	64
2 評価体制について	64
資料.....	65
1 廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会委員名簿	66
2 はつかいち福祉ねっと 障がい別会議構成団体一覧.....	67
3 計画策定の取組経過	68

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する基本的事項を「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」として市町村において定めることとされています。

本市では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、サービス種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を定めることとして、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定し、計画的に施策を推進してきました。

令和5（2023）年度に、現行2計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や県の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「第7期廿日市市障がい福祉計画」及び「第3期廿日市市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

なお、本計画においては、第6期廿日市市障がい福祉計画・第2期廿日市市障がい児福祉計画に引き続き、「障害」という表現については、「害」という漢字の印象の悪さから、法律名や事業名等を除き、可能な限りひらがな表記に変えています。

2 計画の位置付け

（1）計画の法的位置付け

第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に位置づけられるとともに、広島県障害福祉計画及び障害児福祉計画に反映されます。

「第6次廿日市市総合計画」を上位計画とし、「第3期廿日市市地域福祉計画」及び関連計画である「廿日市市高齢者福祉計画・第9期廿日市市介護保険事業計画」、「第2期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」等、各種計画と整合を図りました。

（2）計画の対象

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人など（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。

また、障がい児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）又は難病の児童を対象としています。

(3) 計画の期間

「第7期廿日市市障がい福祉計画」及び「第3期廿日市市障がい児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画です。

また、「第3次廿日市市障がい者計画」は、令和5（2023）年度を終期としていましたが、国及び広島県の障害者プランが令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度に策定するため、その整合性を図ることとして計画期間を1年延長することとしました。

ただし、国の障害者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しを行うこととします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次廿日市市障がい者計画				第4次廿日市市障がい者計画				
第6期廿日市市障がい福祉計画				第7期廿日市市障がい福祉計画				
第2期廿日市市障がい児福祉計画				第3期廿日市市障がい児福祉計画				

作品名:お皿
名 前:文野 清

<作品・作者紹介>
むかし昔の作品です。ぜひ見てください。



作品名:リメイク缶
作 者:松永 伸也

<作品・作者紹介>
色が一回じゃ乗らないので重ね塗りしました。



3 計画の基本的視点

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念及び国が示した基本指針を踏まえた7つを基本的視点とします。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けるため、実施主体として取り組みます。また、障害福祉サービスの対象である身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等に対する障害福祉サービスの周知及び充実並びに広島県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、適切に意思決定支援を行い、福祉施設や病院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援システム、NPO法人等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組及び日常生活において医療等の専門的な支援を必要とする人に対する包括的な支援体制の構築等、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、ともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業の活用を含め、計画的に推進します。

⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、早期に身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と広島県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築と地域社会への参加や包容を推進します。

加えて、医療的ケア児に対して、関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに職員の処遇改善等による職場環境の整備や業務の効率化など関係者と協力して取り組んでいきます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）を踏まえ、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT活用等の促進を図ります。

4 計画の策定体制

計画を策定するにあたっては、障がい者等へのアンケート調査を行い、障がいのある人やその家族、関係事業所で構成された「はつかいち福祉ねっと」で、具体的な検討を行いました。

また、パブリックコメントによる意見聴取を実施し、学識経験者、障がい者関係団体等で構成する「市保健福祉審議会障がい福祉専門部会」での協議、検討等を踏まえ、あらためて市長が「市保健福祉審議会」に諮問し、答申を得て策定しました。

作品名：鉛筆画(猫)

作 者：高橋 幸子

<作品・作者紹介>

ぜひ見てください。



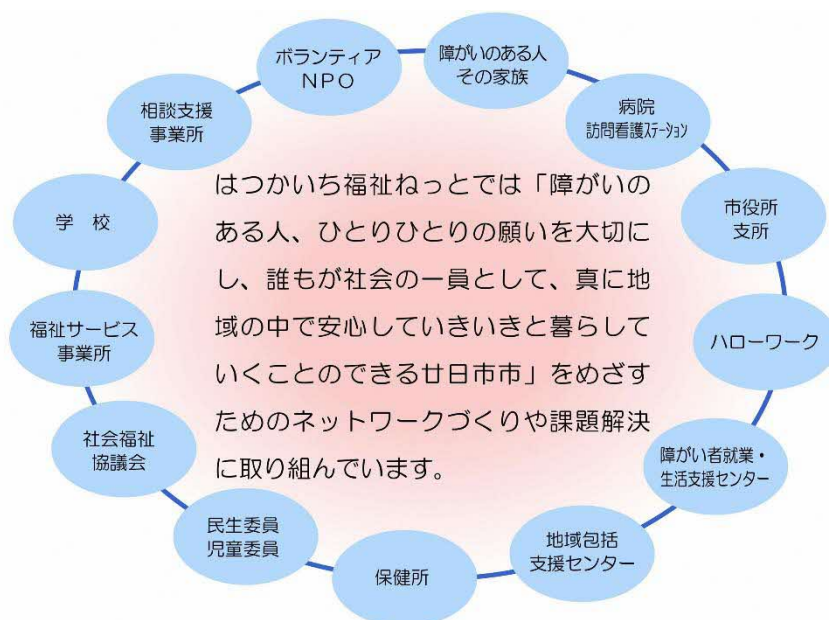
5 「はつかいち福祉ねっと」との連携

障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定により、地方公共団体は、障がいのある人等の支援体制の整備を図るため、障がいのある人やその家族、福祉、医療、教育、就労の関係者等により構成される協議会を置くよう努めなければならないとされています。

本市では、「はつかいち福祉ねっと」と称する協議会を設置し、福祉、保健、医療、教育、就労等の多分野・多職種の関係者が集まったネットワークを構築しています。

はつかいち福祉ねっとでは、障がいのある人や家族等が抱える個々のケースから浮かび上がってきた地域の課題について、全体会、部会代表者会議、障がい別会議、課題別会議、事務局会議において情報を共有し、役割を分担しながら、具体的な課題解決に向けた社会資源の改善や開発等に取り組んでいます。

【はつかいち福祉ねっと構成図】



作品名：おすそわけファイル

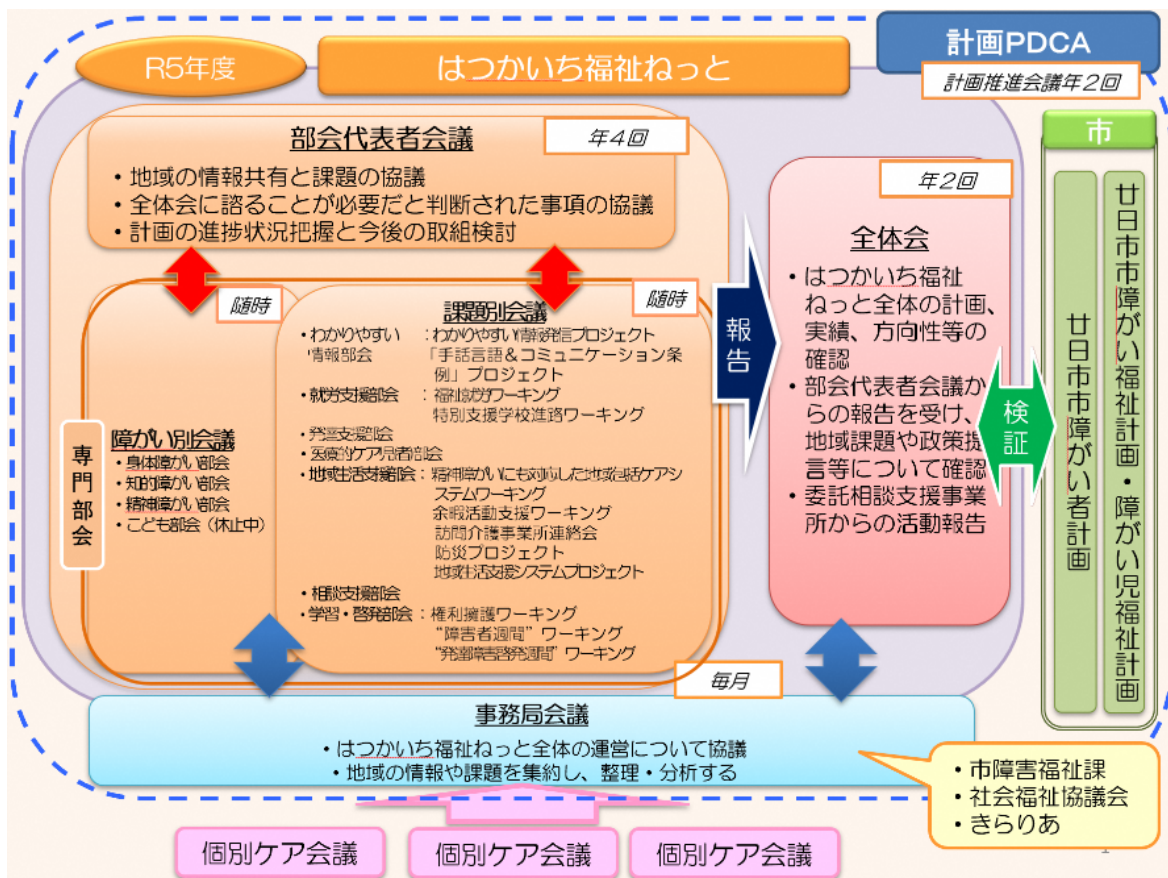
作 者：新本 美森

<作品・作者紹介>

おすそわけファイルを作りました。難しかったところは磁石を合わせるところです。

がんばって作ったのでぜひ見てください。

【はつかいち福祉ねっと連携図】



名称・対象		内容
全体会 多種多様な地域の関係者で構成する		はつかいち福祉ねっと全体の計画や実績、方向性等の確認を行います。また、専門部会の取組や委託相談支援事業所の活動等の報告を受けて、地域課題や政策提言等の確認を行います。
部会代表者会議 各課題別会議、障がい別会議代表者と事務局で構成する		各部会での取組等や地域の情報を共有するとともに地域課題について協議します。また、全体会で諮る事が必要だと判断された事項について協議します。
専門部会		
障がい別会議 障がい別等の関係者で構成する		身体障がい、知的障がい、精神障がい、こどもの４つの当事者部会（こども部会は休止中）により、当事者ニーズや情報の収集、情報提供や現状報告等を行います。
課題別会議 関連する関係者等で構成する		課題ごとに関係者が集い、課題解決に向けて社会資源の改善、開発等の施策提案等を行います。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況など

第2章 障がいのある人を取り巻く状況など

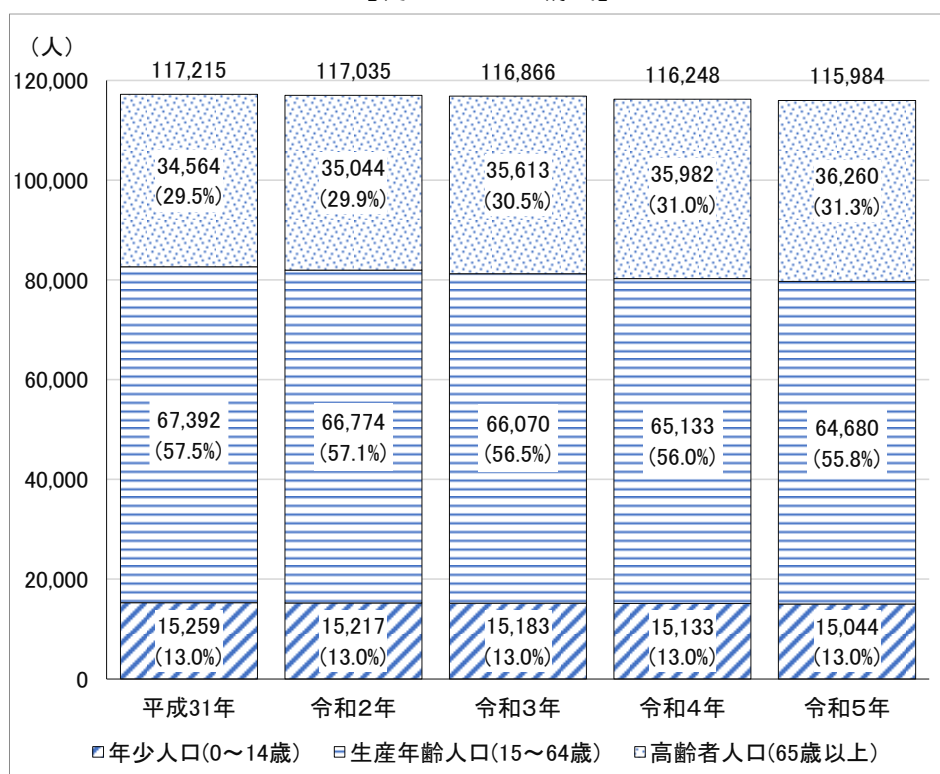
Ⅰ 市の人口・世帯

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成31(2019)年あたりから微減の傾向にあります。年少人口はやや減少し、高齢者人口は増加するという、いわば少子高齢化の傾向にあります。一方、生産年齢人口は、徐々に減少しています。

令和5(2023)年の高齢化率は、31.3%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。

【総人口と人口構成】

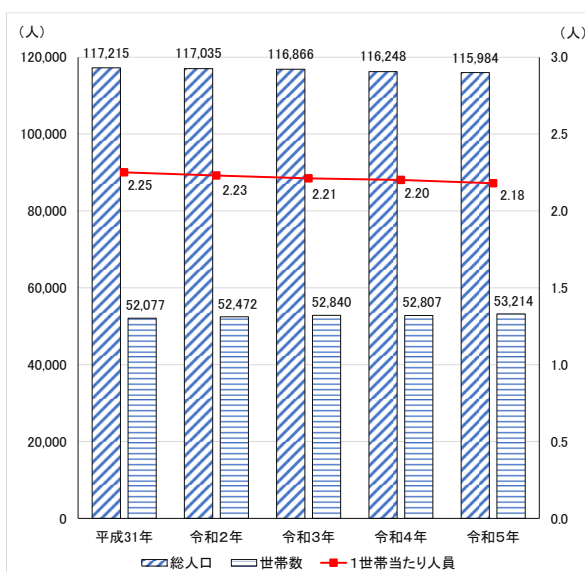


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は、増加傾向にあります。

また、1世帯当たり人員は一貫して減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2 障がいのある人の状況

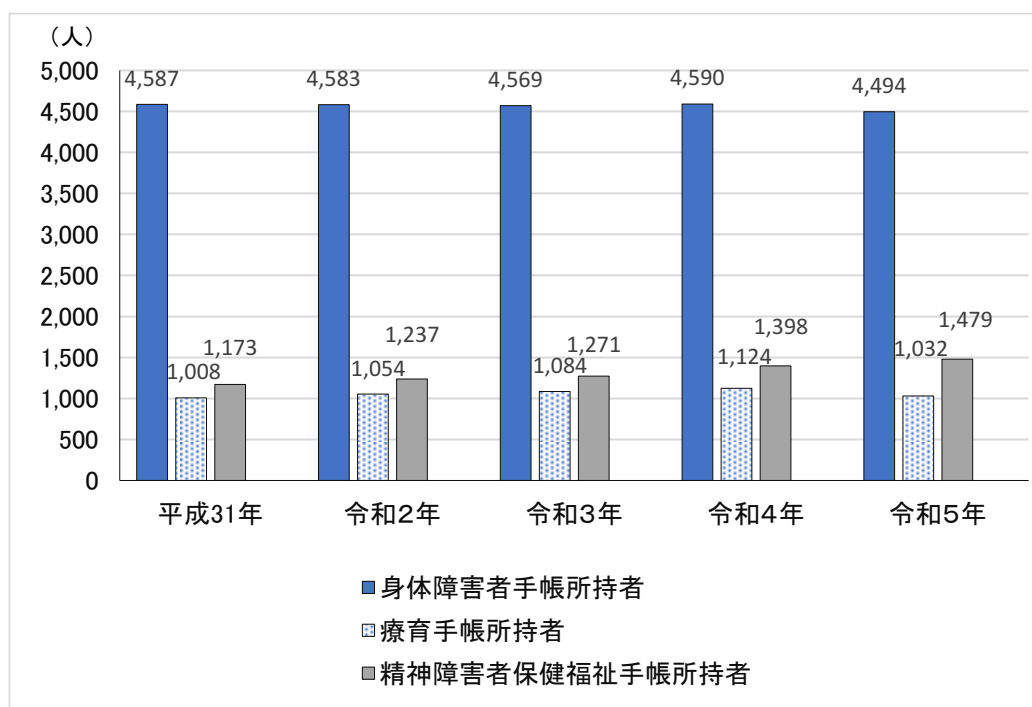
(1) 総数

障がいのある人の状況では、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数が増加傾向にあります。

【障がいのある人の状況】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	4,587	4,583	4,569	4,590	4,494
療育手帳所持者	1,008	1,054	1,084	1,124	1,032
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,173	1,237	1,271	1,398	1,479

資料：障害福祉課、広島県（各年3月31日現在） 単位：人



作品名：うみはいいねえ

作 者：宮田 佳亮



<作品・作者紹介>

おえかきがだいすきです。絵の具でいっぱい海の様子を描きました。とってもたのしかったです。

じいちゃんが「りゅうぐうじょうみただねー」とよろこんでくれました。20 オになりました。

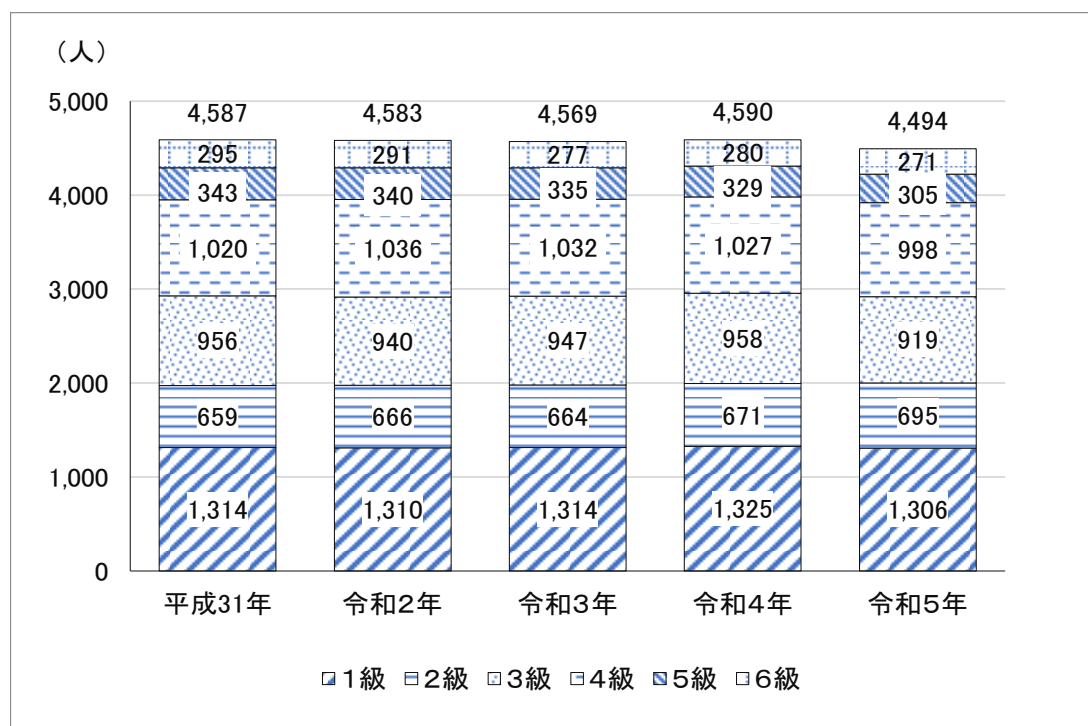
これからお仕事がんばって、だいすきな絵をいっぱい描きたいです。

(2) 身体障害者手帳所持者

【身体障害者手帳所持者（等級別）】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	1,314	1,310	1,314	1,325	1,306
2級	659	666	664	671	695
3級	956	940	947	958	919
4級	1,020	1,036	1,032	1,027	998
5級	343	340	335	329	305
6級	295	291	277	280	271
合計	4,587	4,583	4,569	4,590	4,494

資料：障害福祉課（各年3月31日現在） 単位：人



作品名：ランドセルキーホルダーとかご

作 者：戸川 時行

<作品・作者紹介>

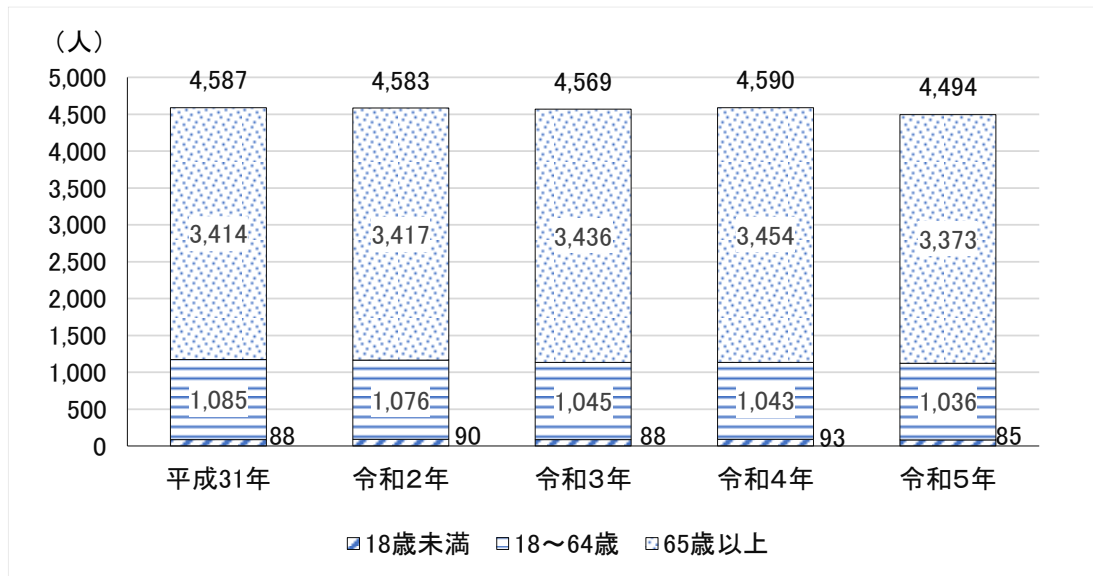
クラフトテープで作った「かご」です。時間と根気がいります。がんばりました！



【身体障害者手帳所持者（年齢別）】

区分	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18 歳未満	88	90	88	93	85
18～64 歳	1,085	1,076	1,045	1,043	1,036
65 歳以上	3,414	3,417	3,436	3,454	3,373
合計	4,587	4,583	4,569	4,590	4,494

資料：障害福祉課（各年3月31日現在） 単位：人



【身体障害者手帳所持者（等級別）】

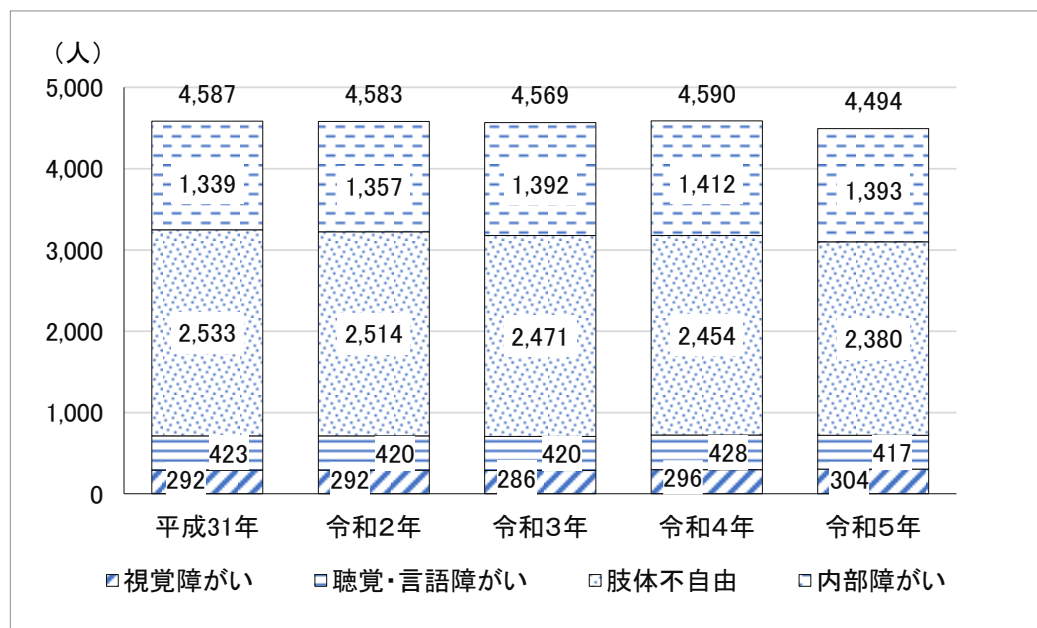
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	95	118	15	27	28	21	304
聴覚・言語障がい	37	83	82	83	3	129	417
肢体不自由	363	483	535	604	274	121	2,380
内部障がい	811	11	287	284	—	—	1,393
合計	1,306	695	919	998	305	271	4,494

資料：障害福祉課（令和5年3月31日現在） 単位：人

【身体障害者手帳所持者（部位別）】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	292	292	286	296	304
聴覚・言語障がい	423	420	420	428	417
肢体不自由	2,533	2,514	2,471	2,454	2,380
内部障がい	1,339	1,357	1,392	1,412	1,393
合計	4,587	4,583	4,569	4,590	4,494

資料：障害福祉課（各年3月31日現在） 単位：人



作品名：ポストカード
作 者：石田 智洋

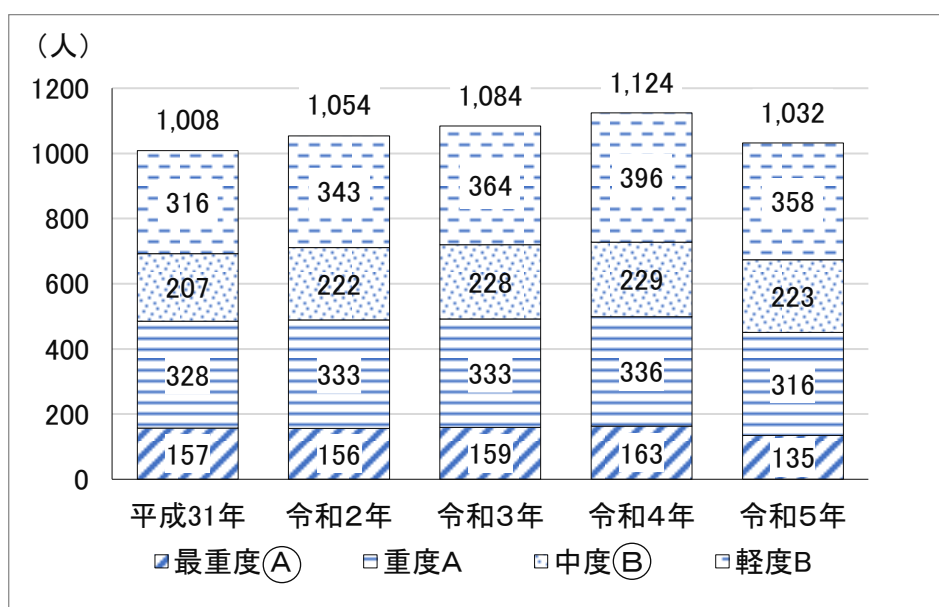


(3) 療育手帳所持者

【療育手帳所持者（等級別）】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最重度㊤	157	156	159	163	135
重度A	328	333	333	336	316
中度㊤	207	222	228	229	223
軽度B	316	343	364	396	358
合計	1,008	1,054	1,084	1,124	1,032

資料：広島県（各年3月31日現在）単位：人



作品名：さくらの木

作 者：ふれあい生活介護

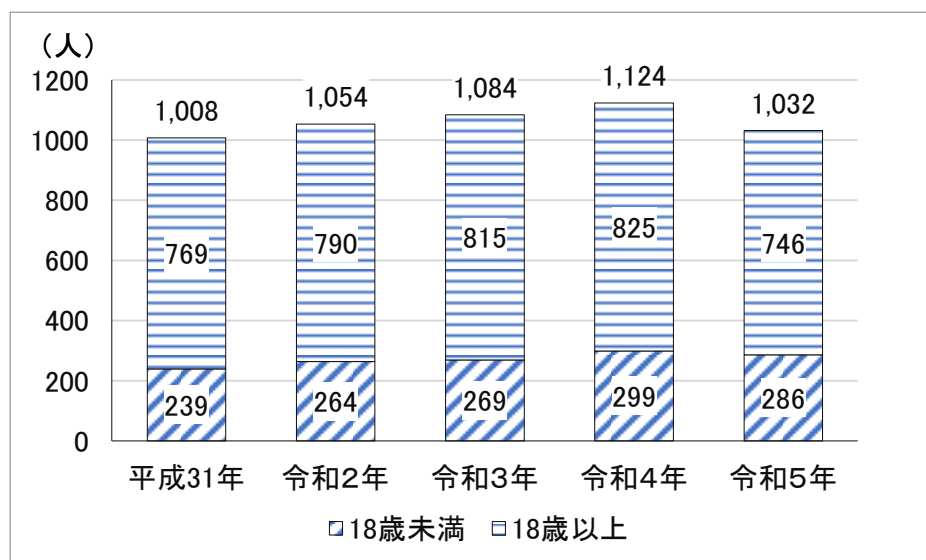
<作品・作者紹介>

テーマカラーの青をメインに、華やかになるよう桜をイメージして作りました。一人ひとり手の大きさや形が違い、個性の詰まった作品になっています。

【療育手帳所持者（年齢別）】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	239	264	269	299	286
18歳以上	769	790	815	825	746
合 計	1,008	1,054	1,084	1,124	1,032

資料：広島県（各年3月31日現在）単位：人



作品名：女優

作 者：青山 和正



<作品・作者紹介>

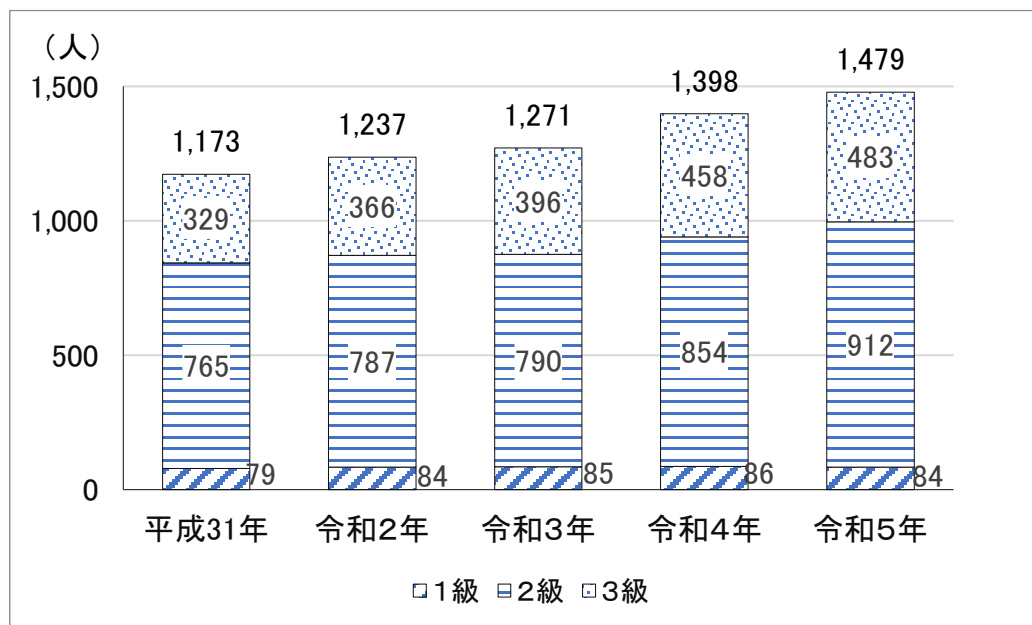
昔の外国映画の写真集に興味を持ち、モノクロの写真を見てはお気に入りの顔彩パレットでカラフルな着彩をするようになりました。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

【精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	79	84	85	86	84
2級	765	787	790	854	912
3級	329	366	396	458	483
合計	1,173	1,237	1,271	1,398	1,479

資料：広島県（各年3月31日現在）単位：人



作品名：ミラノの窓

作者：森田 慧

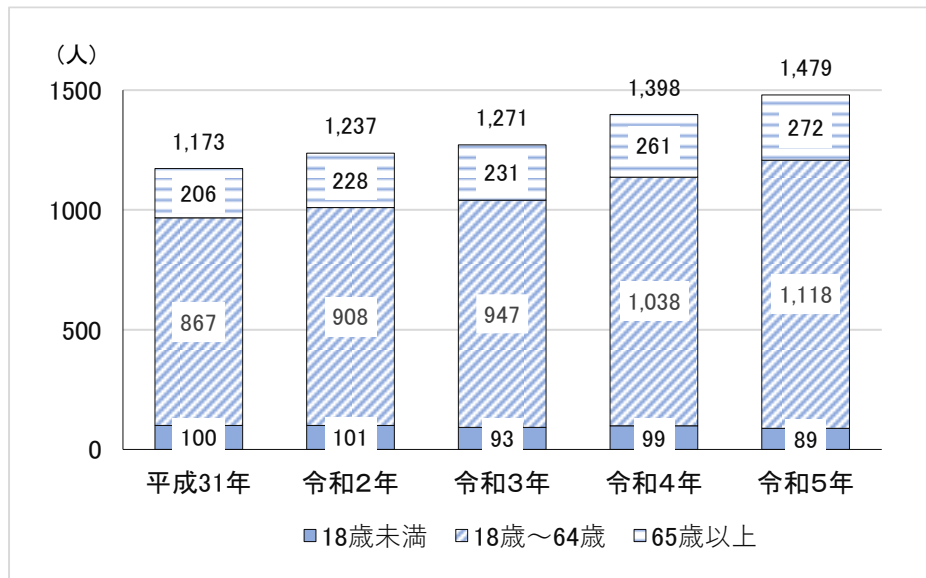
<作品・作者紹介>

家にヨーロッパの風景の写真集がたくさんあり、それを見て窓や街の絵を描くのが日課になっています。今ではヨーロッパの風景の絵が大小含め100点以上あります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	100	101	93	99	89
18歳～64歳	867	908	947	1,038	1,118
65歳以上	206	228	231	261	272
合 計	1,173	1,237	1,271	1,398	1,479

資料：広島県（各年3月31日現在）単位：人



【自立支援医療（精神通院医療）承認者数の推移】

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
承認者数	2,099	2,211	1,887	2,396	2,508

資料：広島県

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の有効期間延長があり、承認件数が減少。

(5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その他症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」をいいます。

発達障がいは、固有の手帳制度がないため、全国的に正確な人数が把握できない状況です。

広島西こども発達支援センターくれよん（地域支援部門）は、広島県児童発達支援センター等機能強化事業により、発達の支援が必要な子どもや家族に対する相談支援を行うとともに、保育園、幼稚園の巡回等による支援も行っています。

【広島西こども発達支援センターくれよん（地域支援部門）の相談支援実績の推移】

事業名	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
多障害早期専門対応地域支援事業	個別	実施日数	14	16	7
		延べ相談件数	21	24	10
	集団	実施日数	0	0	0
		延べ相談件数	0	0	0
支援コーディネート事業	個別	実施日数	82	95	80
		延べ相談件数	89	95	87
	集団	実施日数	9	7	11
		延べ相談件数	47	32	53
地域施設対応利用向上支援事業		実施日数	86	87	100
		延べ相談件数	97	99	104

資料：社会福祉法人くさのみ福祉会 対象圏域：廿日市市、大竹市



作品名：スタンド バイ ミー

作 者：笹井 優亮(ササイ ユウスケ)

<作品・作者紹介>

1989年広島生まれ。家族の影響で幼い頃からオールディーズを好み、ドライブではお気に入りの曲をかけて、自身でも歌って楽しんでいる。

『スタンド バイ ミー』では、似ているけれどちょっとずつちがう人物たちが表情豊かに描かれている。

(6) 高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいは、交通事故・転落等の事故や脳卒中等の脳血管疾患、その他の病気による脳の損傷によって起こり、一見、回復して何も問題がないように見えても、脳の働きに障がいをきたし、社会生活や日常生活に深刻な問題が生じます。症状は人によって様々ですが、言語・コミュニケーション、記憶・学習、注意等の障がい、自分から行動したり、考えて行動したりすること、感情のコントロールをすることの障がい等が含まれます。

高次脳機能障がいは、固有の手帳制度がないため、全国的に正確な人数が把握できない状況です。

(7) 難病患者等の状況

難病とは発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

また、障害者総合支援法による難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度にある人をいいます。

障害者総合支援法の対象となる難病は、平成 25(2013)年4月に 130 疾病が政令で規定され、令和5年(2023)年7月現在では 366 疾病が規定されています。

本市における医療費の公費負担制度のある特定医療費(指定難病)等の状況は次のとおりです。

【特定医療費(指定難病)の承認状況・小児慢性特定疾病医療費助成の状況】

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
特定医療費(指定難病)	1,024	1,004	1,047
小児慢性特定疾病	191	181	171
合計	1,215	1,185	1,218

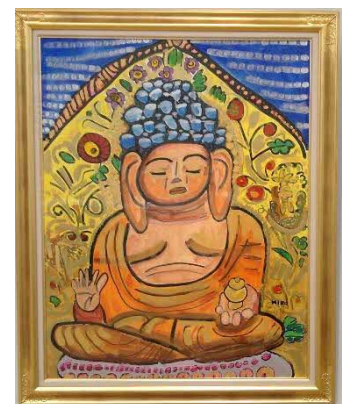
資料:広島県(各年3月31日現在)単位:人

作品名:薬師如来像

作 者:今田 浩基

<作品・作者紹介>

手塚治虫のブッダの漫画が大好きでそこからしだいに仏像に興味を持ち始め、コロナ禍に入ってからには特に薬壺を持った薬師如来をたくさん描きました。



(8) 医療的ケアが必要な障がいのある人の状況

医療的ケアが必要な障がいがある人とは、日常生活を送る上で、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等医療的なケアが必要な人のことです。

本市では、令和元(2019)年度からはつかいち福祉ねっと医療的ケア児(者)部会で関係機関が連携し、支援体制の充実のための検討を行っています。

(9) 障がいのある人の就労支援の状況

広島西障がい者就業・生活支援センターもみじの利用状況は、次のとおりです。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、相談・支援件数は横ばいですが、一般事業所への就職件数などは増加傾向にあります。

【広島西障がい者就業・生活支援センターもみじの相談支援等の推移】

年度	区分	対象者 (人)	相談・支援件数(件)		一般事業所 への就職件 数(件)	1年経過時 点で定着率 (%)
				うち定着支援 件数(件)		
令和2年度	身体障がい	41	190	35	2	81.8
	知的障がい	128	1,796	405	14	76.5
	精神障がい	204	3,480	318	28	68.1
	その他障がい	0	0	0	0	0.0
	合計	373	5,466	758	44	72.0
	職員数	5	-	-	-	-
令和3年度	身体障がい	53	348	70	4	50.0
	知的障がい	142	2,145	390	9	78.6
	精神障がい	228	3,976	423	25	70.4
	その他障がい	2	68	1	0	0.0
	合計	425	6,537	884	38	72.1
	職員数	5	-	-	-	-
令和4年度	身体障がい	64	437	64	7	75.0
	知的障がい	149	1,858	282	17	88.9
	精神障がい	175	2,144	175	29	80.0
	その他障がい	92	1,351	179	8	0.0
	合計	480	5,790	700	61	81.6
	職員数	5	-	-	-	-

資料：医療法人ハートフル 対象圏域：廿日市市、大竹市

※令和2年度、令和3年度 :精神障がい(発達障がいを含む)

:その他障がい(難病)

令和4年度 :精神障がい(発達障がいを含まない)

:その他障がい(難病、発達障がい)

(10) 事業所数の状況

本市の障害福祉サービス等事業所は、サービス利用者の増加等に伴い、令和元(2019)年と令和5(2023)年を比較すると全体で65事業所増となっています。

【事業所数の推移】

サービス種類		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問系	居宅介護	16	18	21	23	23
	重度訪問介護	12	15	18	20	19
	同行援護	4	4	3	3	4
	行動援護	1	2	4	4	5
	重度障害者包括支援	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	12	15	18	18	19
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0
	就労移行支援	0	0	0	0	0
	就労継続支援A型	2	2	2	2	2
	就労継続支援B型	14	15	13	15	18
	就労定着支援	0	0	0	0	0
	療養介護	1	1	1	1	1
	短期入所	20	21	25	26	28
居住系	自立生活援助	0	0	0	0	0
	共同生活援助	15	17	19	20	20
	施設入所支援	3	3	3	3	3
相談支援	一般相談支援	8	8	8	8	10
	特定相談支援	13	12	12	12	13
	障害児相談支援	9	8	8	8	10
地域生活支援	移動支援	15	16	18	19	19
	地域活動支援センター	0	0	0	0	0
	日中一時支援	3	3	3	4	4
障害児通所	児童発達支援	3	3	3	8	9
	障害児入所施設	1	1	1	1	1
	放課後等デイサービス	23	24	24	29	32
合計		175	188	204	224	240

資料:障害福祉課(各年7月1日現在) 単位:か所

3 アンケート調査による利用希望

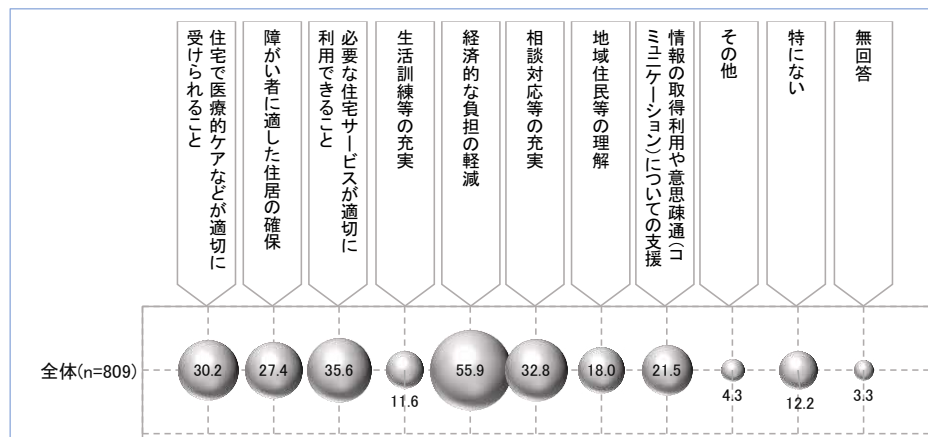
(1) 福祉に関するアンケート調査

本調査は、障害者手帳をお持ちの方（令和5（2023）年7月1日時点の所持者）、障害者手帳をお持ちの児童及び福祉サービスを利用している児童（令和5（2023）年7月1日時点の所持者）に郵送による調査票の配布・回収でアンケートを行い、障害者手帳をお持ちの方 809 人、障がい児 240 人の方から回答をいただきました。その中からサービス利用についての希望等について把握します。

(2) 希望する暮らしを送るために（障がい者）

あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答可）という問については、「経済的な負担の軽減」が 55.9%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（35.6%）、「相談対応等の充実」（32.8%）、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」（30.2%）、「障がい者に適した住居の確保」（27.4%）となっています。

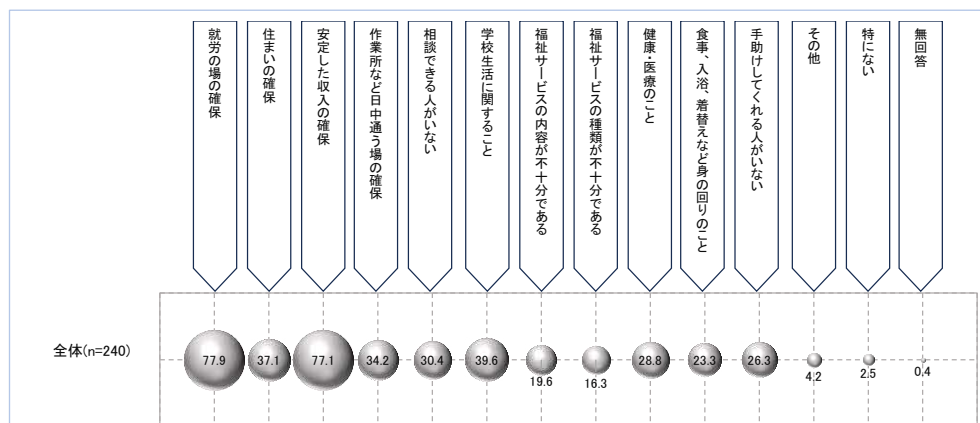
【希望する暮らしを送るために必要な支援】



(3) 将来にわたって地域で暮らし続けるために（障がい児 保護者）

お子様が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。（複数回答可）という問については、「就労の場の確保」が 77.9%と最も高く、次いで、「安定した収入の確保」（77.1%）、「学校生活に関すること」（39.6%）、「住まいの確保」（37.1%）となっています。

【将来にわたって地域で暮らし続けるために】

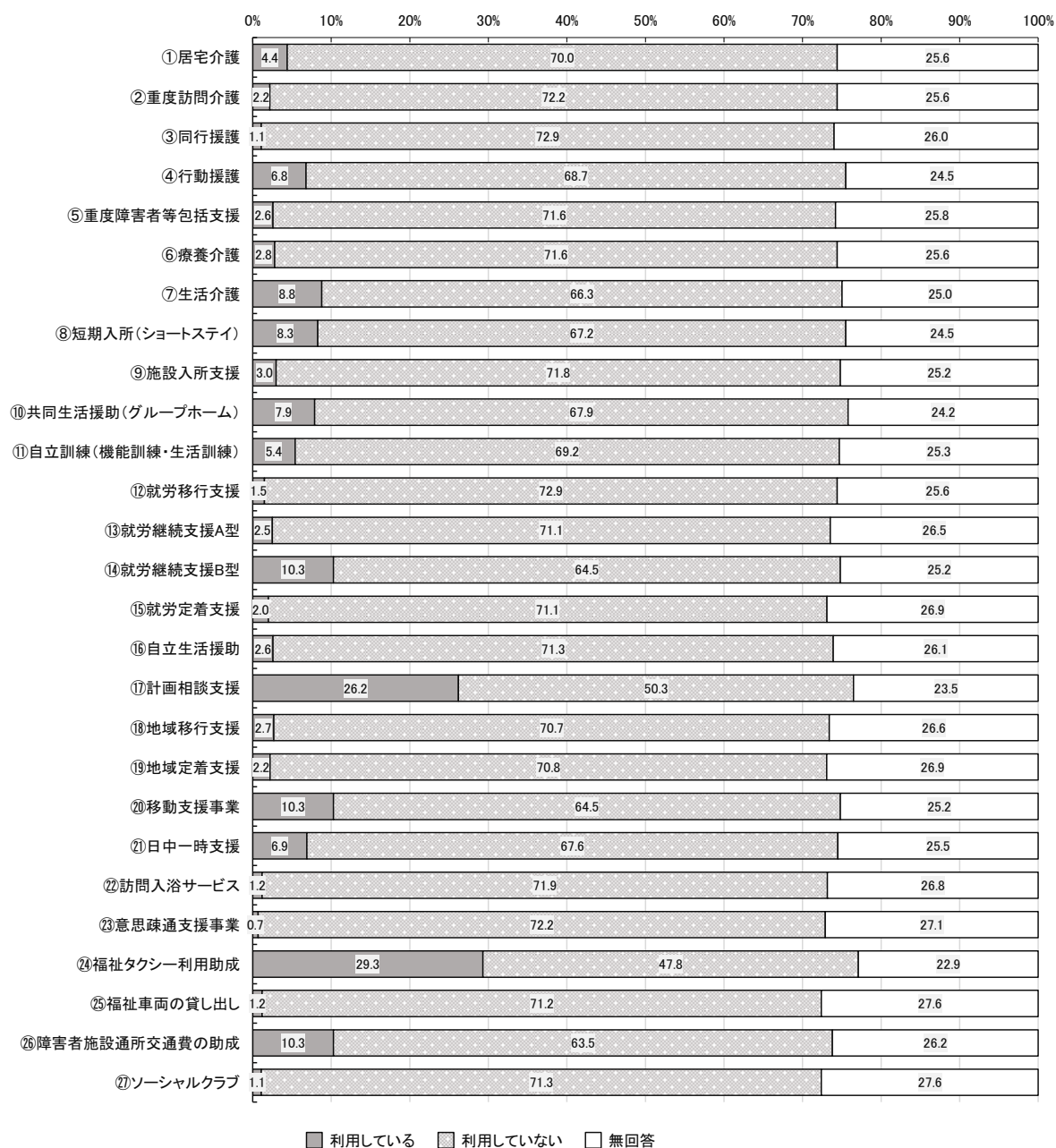


(4) サービスの利用状況と利用予定(障がい者)

①サービス利用状況

障害福祉サービスの利用状況については、②福祉タクシー利用助成が 29.3%と最も高く、次いで、①計画相談支援が 26.2%、④就労継続支援B型、②移動支援事業、②障害者施設通所交通費の助成がいずれも 10.3%等の順となっています。

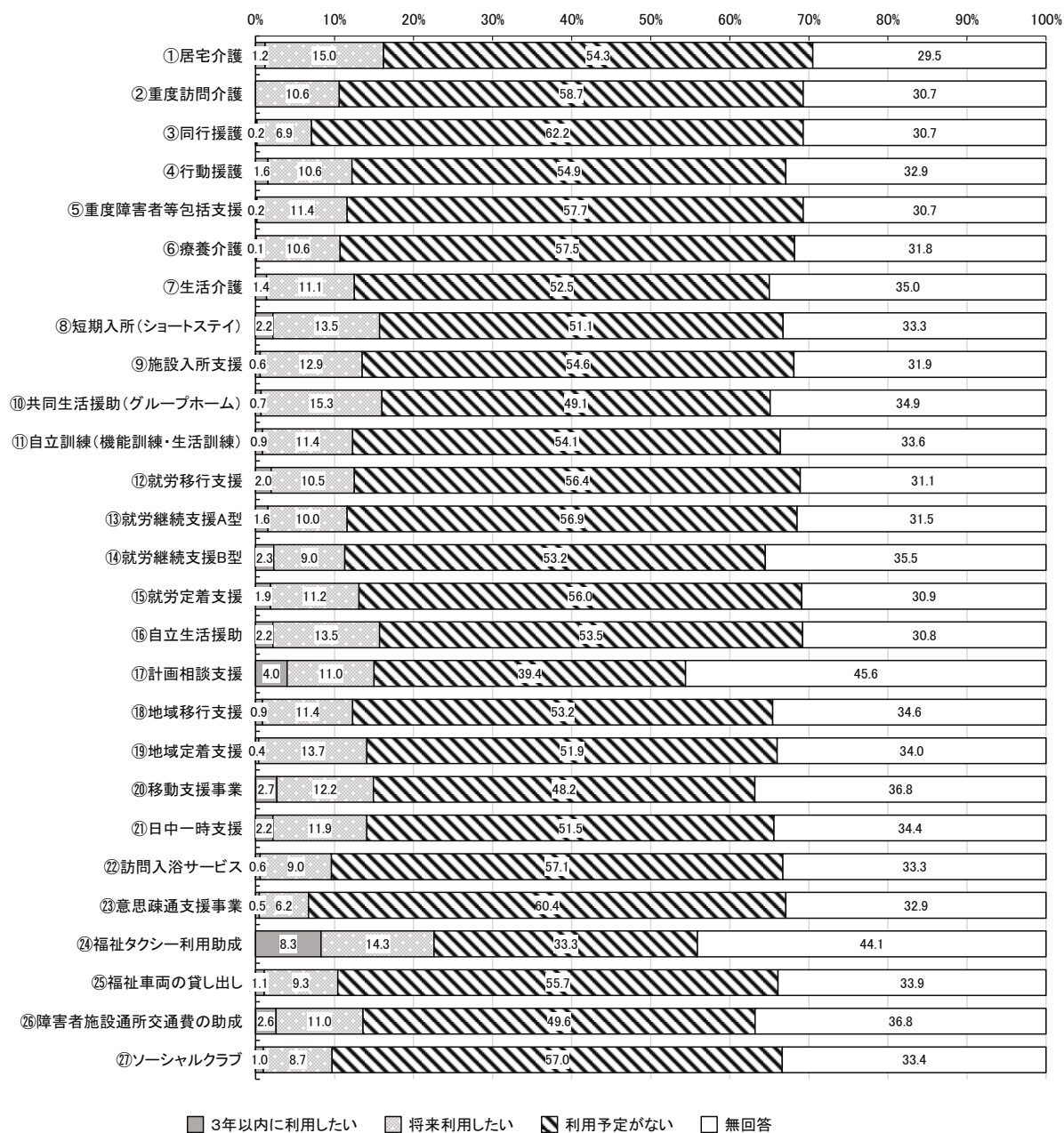
【サービスの利用状況】



②障害福祉サービスの利用予定

障害福祉サービスの今後3年以内の利用予定については、⑭福祉タクシー利用助成が8.3%と最も高く、次いで、⑰計画相談支援が4.0%等の順となっています。

【サービスの利用予定】

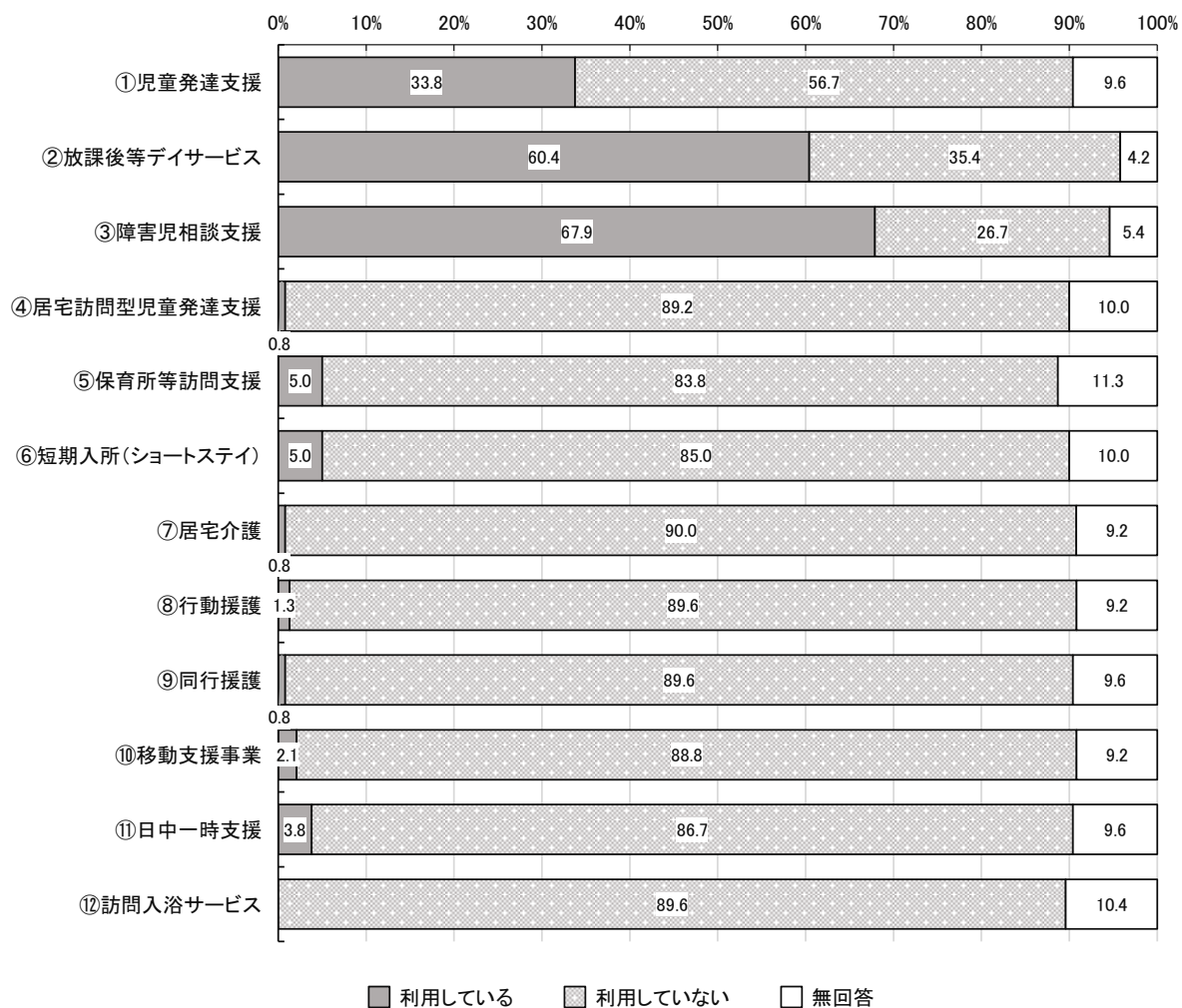


(5) サービスの利用状況と利用予定(障がい児 保護者)

①サービス利用状況

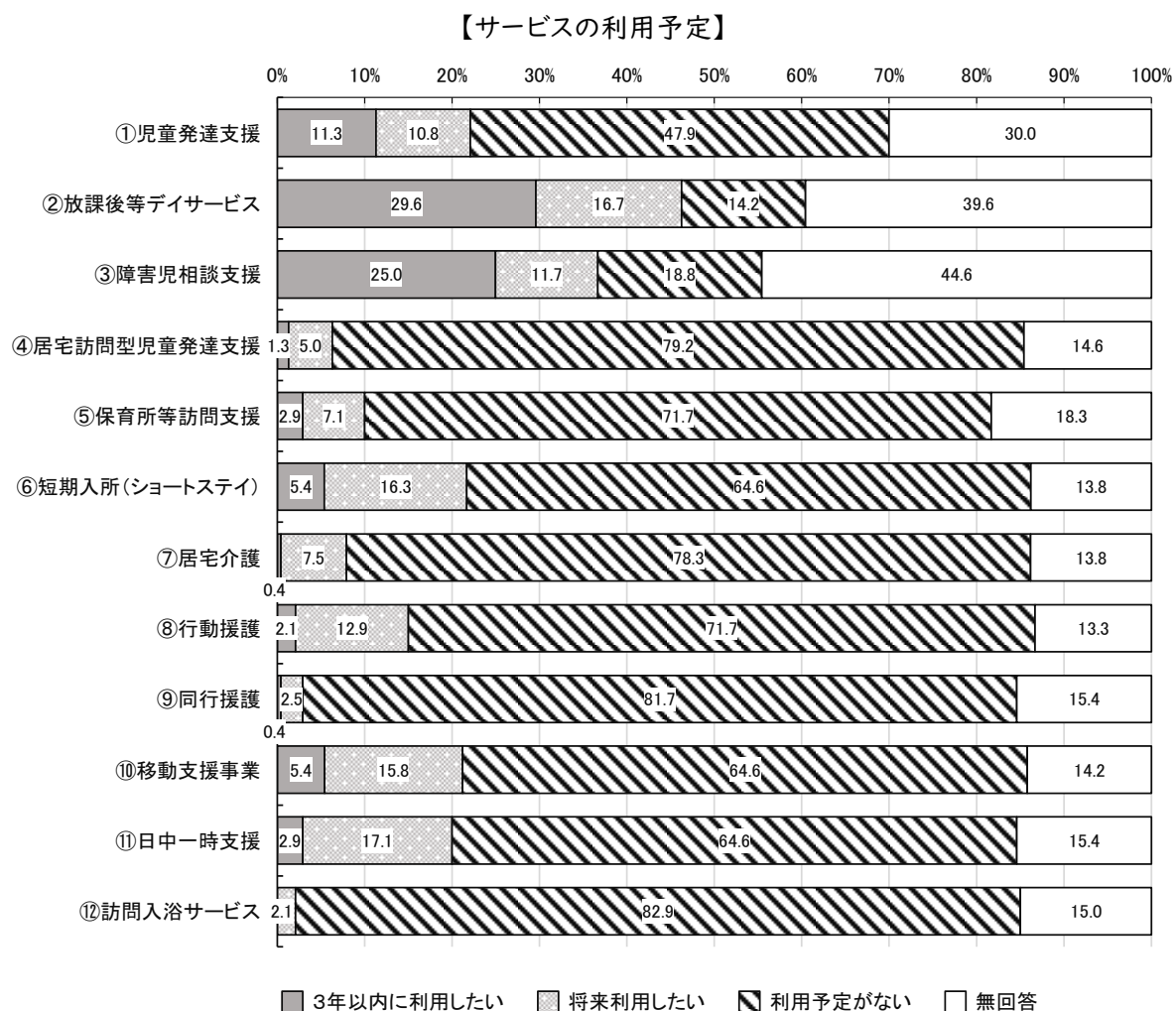
障害福祉サービスの利用状況については、③障害児相談支援が67.9%と最も高く、次いで、②放課後等デイサービスが60.4%、①児童発達支援が33.8%等の順となっています。

【サービスの利用状況】



②サービスの利用予定

障害福祉サービスの今後3年以内の利用予定については、②放課後等デイサービスが29.6%と最も高く、次いで、③障害児相談支援が25.0%、①児童発達支援が11.3%等の順となっています。



第3章 障害福祉サービス等の目標 と見込量確保のための方策

第3章 障害福祉サービス等の目標と見込量確保のための方策

Ⅰ 成果指標（令和8（2026）年度の目標値）

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が定める基本指針に基づき、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数等について、令和8（2026）年度末における成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、地域の実情に応じて目標を設定することとされており、本市の障がい福祉施策の進捗状況等を踏まえ設定します。

①福祉施設（グループホームを除く）の入所者の地域生活への移行

国の基本指針：（令和8（2026）年度末における目標値）

ア 地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者の6%以上

イ 施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上削減

■令和8（2026）年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
施設入所者数（A）	121人	令和4（2022）年度末時点
地域移行者数（B）	7人	令和4（2022）年度末の施設入所者121人のうち地域移行者数は7人と見込んでいます
【目標値】 地域移行率（ $B \div A$ ）	6%	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
令和8（2026）年度入所者数（C）	123人	令和8（2026）年度末見込み（令和5（2023）年9月末時点）
削減見込数（D）＝（A－C）	－2人	（A）－（C）の値
【目標値】 施設入所者削減率（ $D \div A$ ）	－2%	令和4（2022）年度末の施設入所者121人に対し令和8（2026）年度施設入所者数123人とし、－2%と見込んでいます

【今後の本市の方向性】

国の指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、入所から地域生活の移行を推進することとなっており、本市においても地域生活への移行を推進していきます。しかし、令和5（2023）年3月時点の施設入所待機者が33人であり、アンケートやほかいち福祉ねっこの意見でも、障がいのある人の状況により施設入所も必要であるという強いニーズがあることから、施設入所者数は、ほぼ横ばいと見込んでいます。

②地域生活支援の充実

国の基本指針（令和8（2026）年度末における目標値）

- ア 各市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村による共同整備を含む。）、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制・緊急時の連絡体制の構築
- イ 地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討（年1回以上）
- ウ 各市町村又は圏域における、強度行動障害を有する障害者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新規】

■令和8（2026）年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	有	既存の設置状況を踏まえ設定
【目標値】 コーディネーターの配置人数	15 人	本市の配置状況を踏まえ設定
【目標値】 地域生活支援拠点等の機能を担う 障害福祉サービス事業所等の担当 者の配置	15 人	本市の配置状況を踏まえ設定
【目標値】 地域生活支援拠点等が有する機能 の充実に向けた検証及び検討の年 間実施回数	3回	はつかいち福祉ねっとの地域生活支援システムプロジェクトの活動を見込む
【目標】 地域生活支援拠点における効果的な 支援体制の構築	有	はつかいち福祉ねっとの取組を踏まえ設定
【目標】 地域生活支援拠点における緊急時 の連絡体制の構築	有	はつかいち福祉ねっとの取組を踏まえ設定
【目標】 強度行動障害を有する障害者に関す るニーズ把握等の実施	有	はつかいち福祉ねっとの取組を踏まえ設定
【目標】 強度行動障害を有する障害者に関す る地域の関係機関が連携した支援 体制の整備	有	はつかいち福祉ねっとの取組を踏まえ設定

【今後の本市の方向性】

本市の地域生活支援システムが有効に機能するため、登録者、協力事業者の増加に努め、はつかいち福祉ねっとの地域生活支援システムプロジェクトで機能の充実に向けた検証、検討に取り組みます。また、強度行動障害を有する人やその家族のニーズを把握し、関係部局との連携を図り、地域での支援体制の検討及び構築に取り組んでいきます。



作品名：「いろいろな色のアサガオ」

作 者：中川 雄貴(さくら作業所)

<作品・作者紹介>

自分は絵を描くことがすごく好きです。

③福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針(令和8(2026)年度末における目標値)

- ア 福祉施設から一般就労への移行者数:令和3(2021)年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- イ 就労移行支援事業所から一般就労への移行者数:令和3(2021)年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
- ウ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所全体の5割以上【新規】
- エ 就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数:令和3(2021)年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上
- オ 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数:令和3(2021)年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- カ 就労定着支援事業の利用者数:令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上
- キ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

※ウ及びキについて、本市に事業所がないため目標値は未設定とします。

■令和8(2026)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
福祉施設からの一般就労移行者数(A)	12人	令和3(2021)年度末時点
福祉施設からの一般就労移行者数(B)	16人	令和8(2026)年度末見込み
【目標値】 一般就労移行者増加率 ($B \div A$)	1.33倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
就労移行支援事業の一般就労移行者数(C)	7人	令和3(2021)年度末時点
就労移行支援事業の一般就労移行者数(D)	9人	令和8(2026)年度末見込み
【目標値】 一般就労移行者増加率 ($D \div C$)	1.29倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数(E)	1人	令和3(2021)年度末時点
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数(F)	2人	令和8(2026)年度末見込み
【目標値】 一般就労移行者増加率 ($F \div E$)	2.00倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数(G)	4人	令和3(2021)年度末時点
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数(H)	5人	令和8(2026)年度末見込み
【目標値】 一般就労移行者増加率 ($H \div G$)	1.25倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
就労定着支援事業の利用者数(I)	18人	令和3(2021)年度末時点
就労定着支援事業の利用者数(J)	33人	令和8(2026)年度末見込み
【目標値】 就労定着支援利用者増加率 ($J \div I$)	1.83倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます

【今後の本市の方向性】

ハローワーク廿日市、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、廿日市特別支援学校、廿日市商工会議所等との連携のもと障がいのある人の一般就労に向けての支援策について検討します。

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。



作品名:きりん

作 者:児童デイサービスねっ子

<作品・作者紹介>

手先の訓練のために始めた釘系アートの作品です。みんなで協力して完成させました。

④相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

ア 各市町村における基幹相談支援センターの設置(複数市町村による共同設置を含む。)等。

【新規】

イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

■令和8(2026)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
【目標】 基幹相談支援センターの設置	有	既存の設置状況を踏まえ設定
【目標】 基幹相談支援センターにおける 地域の相談支援体制の強化を図 る体制の確保	有	既存の設置状況を踏まえ設定
【目標】 個別事例の検討を通じた地域サ ービス基盤の開発・改善等を行う ために必要な協議会における検 討体制の確保	有	既存の設置状況を踏まえ設定

【今後の本市の方向性】

本市の基幹相談支援センターである障がい福祉相談センターきらりあ(以下「きらりあ」という。)を中心に地域の相談支援体制の強化に努めます。

2 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

各見込量は令和5(2023)年9月までの実績を基礎として、利用者数の伸び等を見込み、月あたりの数値で算出しています。

また、令和5(2023)年度までの実績において、新型コロナウイルス感染症による影響が見込量の算出に大きく関連しているものについては、サービス単位で補正を行っています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障がいのある人等で居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人が対象となります。居宅介護や外出時の移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が対象となります。移動時、又は、外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

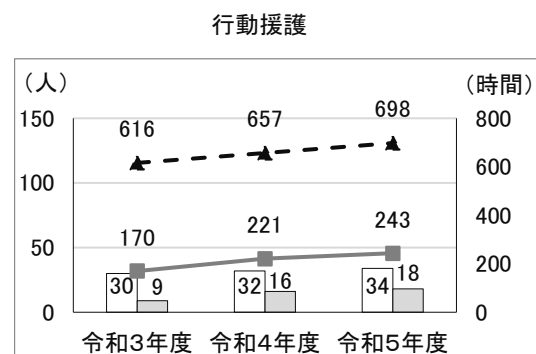
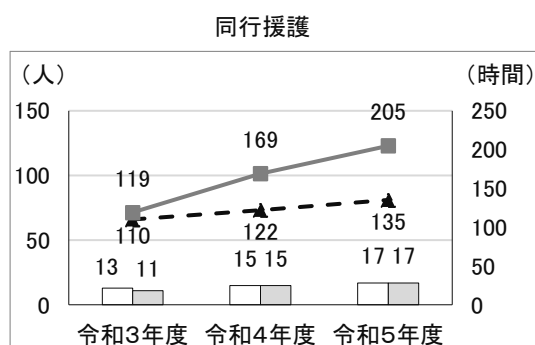
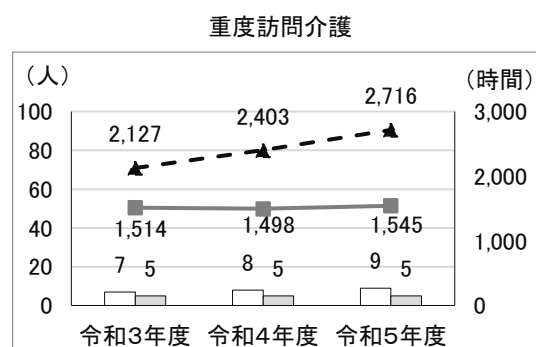
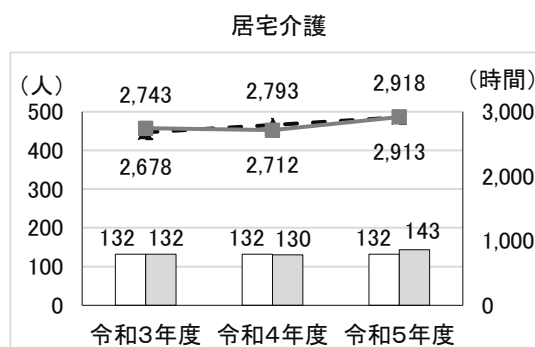
【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数／月	132	132	132	132	130	143
	延利用時間数／月	2,678	2,793	2,913	2,743	2,712	2,918
重度訪問介護	実利用者数／月	7	8	9	5	5	5
	延利用時間数／月	2,127	2,403	2,716	1,514	1,498	1,545
同行援護	実利用者数／月	13	15	17	11	15	17
	延利用時間数／月	110	122	135	119	169	205
行動援護	実利用者数／月	30	32	34	9	16	18
	延利用時間数／月	616	657	698	170	221	243
重度障害者等包括支援	実利用者数／月	0	0	0	0	0	0

※令和5(2023)年度は、9月までの実績から推計

【第6期の見込量と実績（グラフ）】※重度障害者等包括支援を除く

□ 計画値(実利用者数/月) ■ 実績値(実利用者数/月)
 -▲- 計画値(延利用時間/月) —■— 実績値(延利用時間/月)



【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数/月	144	145	146
	延利用時間数/月	2,952	2,972	2,993
重度訪問介護	実利用者数/月	6	6	6
	延利用時間数/月	1,854	1,854	1,854
同行援護	実利用者数/月	18	19	20
	延利用時間数/月	217	229	242
行動援護	実利用者数/月	20	22	24
	延利用時間数/月	270	297	324
重度障害者等包括支援	実利用者数/月	0	0	0

【見込量算出の考え方】

行動援護については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられ、第6期の実績の状況から利用者数及び利用時間数の増加を見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、現時点で近隣に事業所の設置の見込みがないため、当面、利用は見込んでいません。

【確保の方策】

- ▶必要なサービスが適切に利用できるように、はつかいち福祉ねっと相談支援部会等でサービス調整が困難な状況（地域、希望曜日・時間帯等）についてニーズを把握しており、対応策を検討していきます。
- ▶廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会との連携等、ヘルパー不足解消に向けた方策を検討し、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、はつかいち福祉ねっと訪問介護事業所連絡会で研修会を開催します。
- ▶行動援護、同行援護について、サービス内容等の情報提供に努めるとともに、はつかいち福祉ねっと訪問介護事業所連絡会等でヘルパー事業所に対し、研修への参加を呼びかけます。
- ▶重度障害者等包括支援サービスは全国的にも事業所が少ないため、制度としての課題を整理していきます。
- ▶医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支援するため、引き続き医療的ケア児等コーディネーターを配置し、はつかいち福祉ねっと医療的ケア児(者)部会で、地域課題の整理や支援体制の整備に関する検討等を進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援 【令和7(2025)年度新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人の生活面の課題を把握するとともに事業所や家族との相談や関係機関等との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をします。
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設や病院等で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	実利用者数 ／月	351	360	370	343	339	346
	延利用 日数／月	6,842	6,999	7,160	6,753	6,632	6,878
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 ／月	6	7	9	4	3	5
	延利用 日数／月	60	66	73	43	20	29
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 ／月	11	13	15	13	16	22
	延利用 日数／月	101	107	113	112	249	314
就労移行支援	実利用者数 ／月	21	21	22	26	27	27
	延利用 日数／月	372	388	405	462	450	479
就労継続支援 A型	実利用者数 ／月	62	67	72	63	62	64
	延利用 日数／月	1,261	1,363	1,474	1,238	1,213	1,258
就労継続支援 B型	実利用者数 ／月	246	264	283	241	268	302
	延利用 日数／月	3,963	4,234	4,524	4,004	4,363	4,944
就労定着支援	実利用者数 ／月	15	17	20	18	25	27
療養介護	実利用者数 ／月	31	31	31	33	35	40
短期入所 (福祉型)	実利用者数 ／月	115	120	125	95	119	119
	延利用 日数／月	777	780	790	730	932	914
短期入所 (医療型)	実利用者数 ／月	15	16	16	11	7	9
	延利用 日数／月	85	91	97	70	57	91



作品名:フジヤマ

作 者:山根 誠

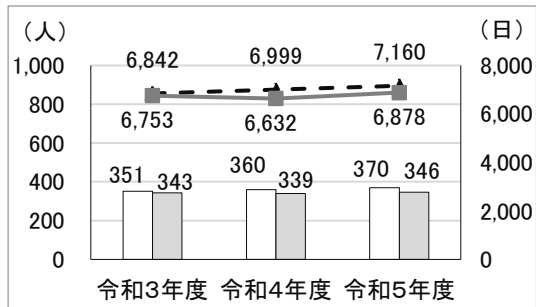
<作品・作者紹介>

独創的な富士山、きょうされん「カレンダーコンクール」に入賞しました

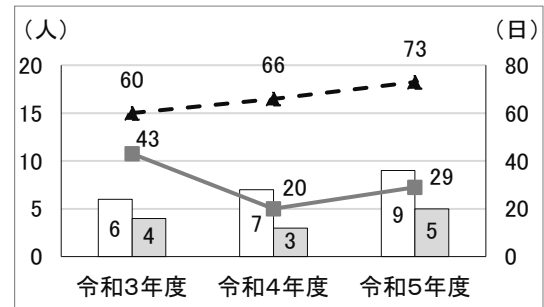
【第6期の見込量と実績（グラフ）】

計画値(実利用者数/月)
 実績値(実利用者数/月)
 計画値(延利用時間/月)
 実績値(延利用時間/月)

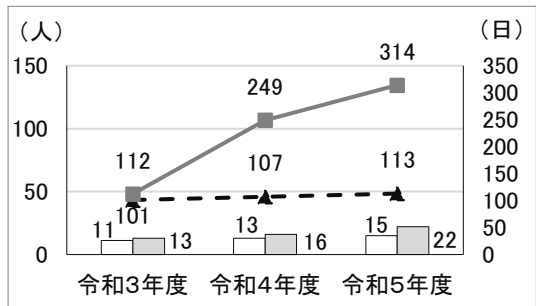
生活介護



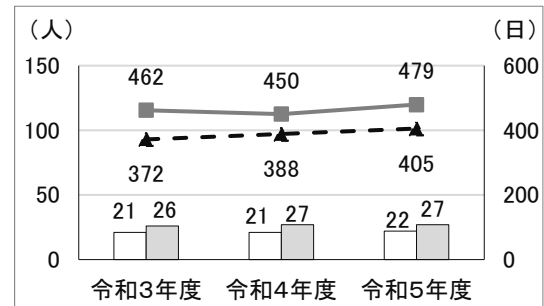
自立訓練(機能訓練)



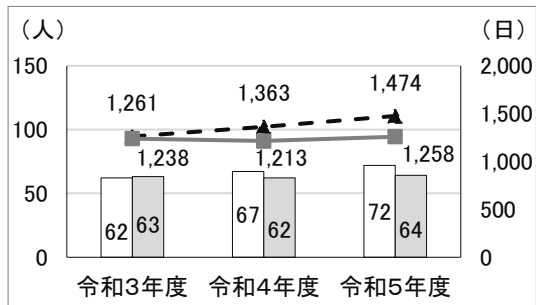
自立訓練(生活訓練)



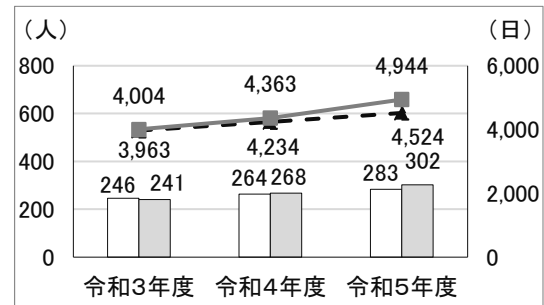
就労移行支援



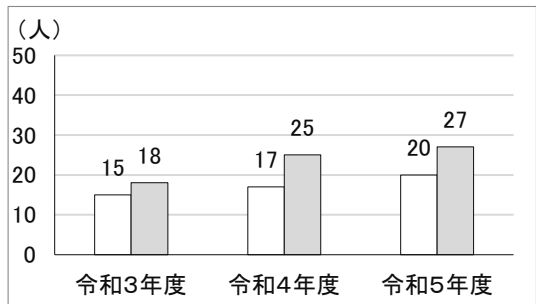
就労継続支援A型



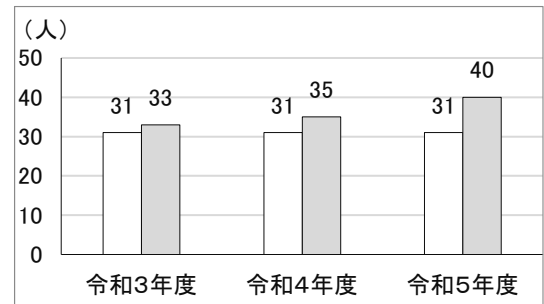
就労継続支援B型



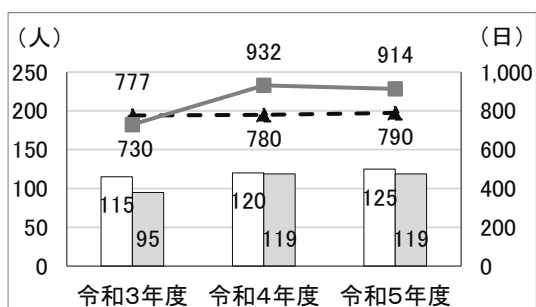
就労定着支援



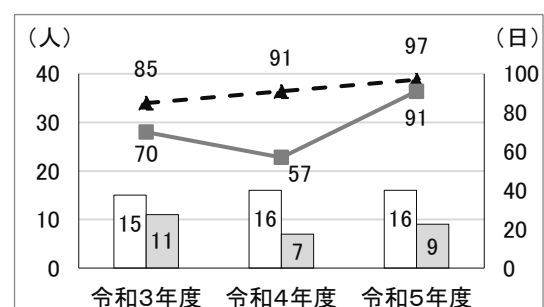
療養介護



短期入所(福祉型)



短期入所(医療型)



【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数／月	351	356	361
	延利用日数／月	6,984	7,084	7,183
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数／月	5	5	5
	延利用日数／月	29	29	29
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数／月	24	26	28
	延利用日数／月	343	371	400
就労移行支援	実利用者数／月	28	29	30
	延利用日数／月	498	516	534
就労継続支援 A型	実利用者数／月	65	66	67
	延利用日数／月	1,280	1,300	1,319
就労継続支援 B型	実利用者数／月	319	336	355
	延利用日数／月	5,231	5,510	5,822
就労定着支援	実利用者数／月	29	31	33
療養介護	実利用者数／月	40	40	40
短期入所 (福祉型)	実利用者数／月	121	124	127
	延利用日数／月	931	954	977
短期入所 (医療型)	実利用者数／月	11	13	15
	延利用日数／月	70	83	96

【見込量算出の考え方】

第6期計画では、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援の実績が増加しており、この実績を踏まえて利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。

就労選択支援は、サービスの創設に当たって、現時点において国から詳細な内容が示されていないことから、サービス量を見込まないこととします。

【確保の方策】

- ▶はつかいち福祉ねっと特別支援学校進路ワーキングでは、特別支援学校卒業予定者を把握し、日中活動系サービスに関する情報共有を図り、適切な進路先の確保に努め、また、就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。
- ▶短期入所は、緊急時等に利用しにくいという声があるため、はつかいち福祉ねっと相談支援部会等で実態を把握し、地域生活支援システムの活用等により、その解決方策について検討します。また、体験的短期入所の計画的な利用も進めていきます。
- ▶利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、事業所情報の収集と提供に努めるとともに、市外の事業所も含め事業所への通所支援のあり方について検討します。

▶就労移行支援や就労継続支援A型等、市内に事業所がない、若しくは少ないため、市外の事業所にも通所しやすくなるよう、障害者施設通所交通費助成事業を継続します。

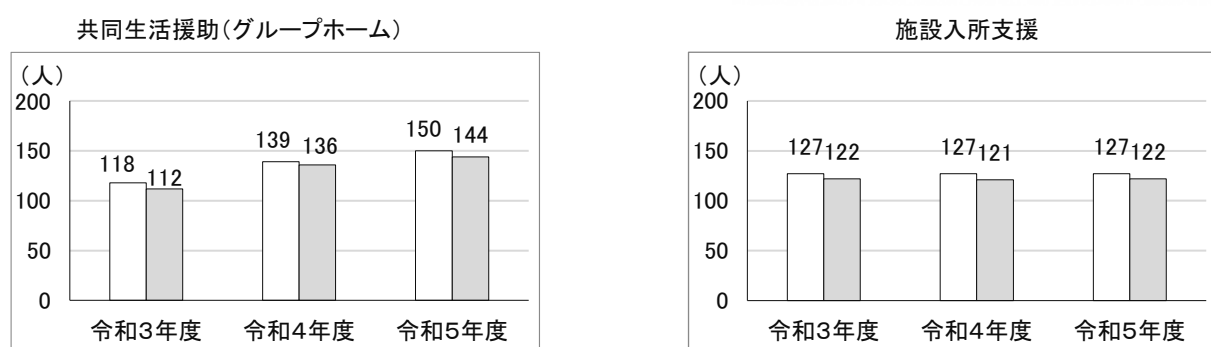
(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障がいのある人に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

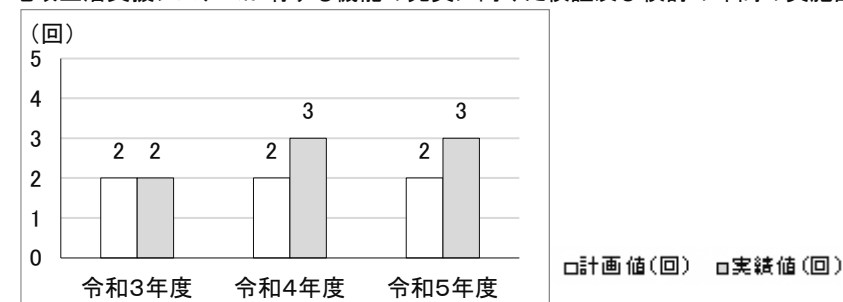
【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数/月	118	139	150	112	136	144
施設入所支援	実利用者数/月	127	127	127	122	121	122
地域生活支援システムが有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	回	2	2	2	2	3	3

【第6期の見込量と実績(グラフ)】※自立生活援助を除く



地域生活支援システムが有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数



【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数／月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数／月	150	153	156
施設入所支援	実利用者数／月	123	123	123
地域生活支援システムが有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	回	3	3	3

【見込量算出の考え方】

自立生活援助は、本市を対象区域としている事業所はあるため、実利用者数を1人と見込んでいます。

共同生活援助及び施設入所支援は、事業所の新規開設の状況や成果目標を踏まえ実利用者数を見込んでいます

【確保の方策】

- ▶地域生活支援拠点の機能や地域移行を推進する施設として、共同生活援助（グループホーム）等の充実に向けて、引き続き支援制度を拡充し、必要な財政支援を行います。
- ▶共同生活援助は、報酬単価の低さ等から事業所は厳しい運営状況にあるとの声があり、国に対して、適切な報酬となるよう求めます。
- ▶施設に入所している障がいのある人に対しては、サービス等利用計画作成時等において、地域移行への意向等に関するニーズを把握し、適切な支援に努めます。
- ▶地域で安心して住み続けることができるよう、はつかいち福祉ねっとの地域生活支援システムプロジェクトで地域生活支援システムが有する機能の充実に向けて取り組みます。



作品名:チャーリー
作 者:鬼頭 純平

<作品・作者紹介>

チャーリーとチョコレート工場の映画のパンフレットを見て、ジョニーデップ演じるチャーリーを一気に描き上げました。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等、必要な相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保します。

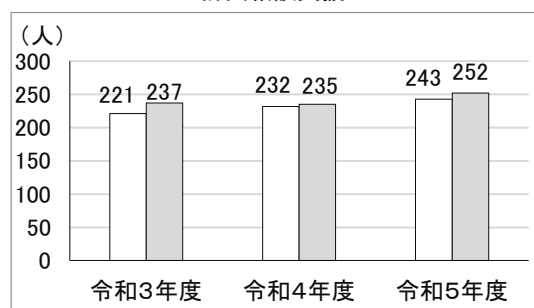
【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数/月	221	232	243	237	235	252
地域移行支援	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	実利用者数/月	12	16	22	8	6	7

【第6期の見込量と実績（グラフ）】

□ 計画値(実利用者数/月) ■ 実績値(実利用者数/月)

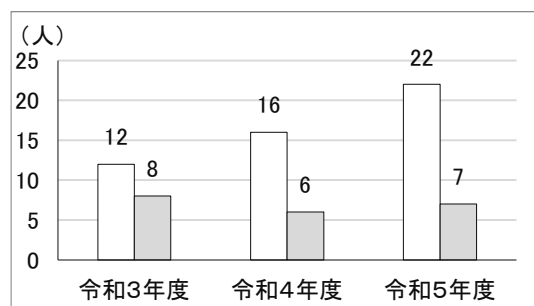
計画相談支援



地域移行支援



地域定着支援



【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数／月	260	270	280
地域移行支援	実利用者数／月	1	1	1
地域定着支援	実利用者数／月	8	9	10

【見込量算出の考え方】

計画相談支援、地域定着支援等、特別支援学校卒業生や精神障がいのある人の増加や、これまでの実績を踏まえ実利用者数を算出しています。

【確保の方策】

- ▶地域移行支援、地域定着支援は、サービス等利用計画作成時等において利用の意向を把握し、希望者への情報提供に努めます。



作品名：アンゴラヤギ

作 者：那須 伸二

<作品・作者紹介>

動物の絵が得意な那須さん

力強い角と愛くるしい目が印象的なアンゴラヤギです



作品名：新たな未来に希望を抱いて！

作 者：花野 満輝（ペンネーム）

<作品・作者紹介>

いつまでも平和でありますように

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいに対する重層的な連携による支援体制

【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6	7	11	12
同参加者数	人	48	48	48	58	102	138
同目標設定及び評価の実施	回	2	2	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	実利用者数／月	1	1	1	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援の利用人数	実利用者数／月	1	1	1	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助の利用人数	実利用者数／月	18	19	20	19	29	33
精神障がい者の自立生活援助	実利用者数／月	0	0	0	0	0	0

【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	12	12	12
同参加者数	人／回	10	10	10
同目標設定及び評価の実施	回	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	実利用者数／月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用人数	実利用者数／月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用人数	実利用者数／月	35	37	39
精神障がい者の自立生活援助	実利用者数／月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	実利用者数／月	23	25	27

【見込量算出の考え方】

はつかいち福祉ねっとの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムワーキングの活動を基に1回ごとの平均参加者数を見込んでいます。

【確保の方策】

- ▶精神障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、はつかいち福祉ねっと精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムワーキングで情報共有し、調整を図ります。
- ▶精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置に取り組み、居住の場や自立訓練の確保や医療機関と連携し、退院後の生活支援体制を検討します。



- | | |
|-------------------|-----------|
| (上 左) 作品名：ビル | 作 者：美川 正明 |
| (上 中) 作品名：ぼくの想い | 作 者：宮田 英樹 |
| (上 右) 作品名：手袋と葉 | 作 者：松田 英二 |
| (下 左) 作品名：蛾のなかま | 作 者：青木 崇之 |
| (下中左) 作品名：やぎ | 作 者：那須 伸二 |
| (下中右) 作品名：タンクローリー | 作 者：檜原 義行 |
| (下 右) 作品名：ダチョウ | 作 者：那須 康一 |

<作品・作者紹介>

(廿日市市手をつなぐ育成会 青年教室)

グループホームが出来ることを願って結成しました。まもなく 30 周年を迎えます。

ホームが実現してからは、主に芸術・文化活動をしています。

コロナ禍の時も細々ながら途切れることなく続けてきました。

年を重ねて悩ましいことも増えてきましたが、これからも楽しみながら、日々心豊かに過ごすことが出来ればと願っています。

御指導は山先方江先生です。

4 発達障がい者等に対する支援

【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	42	111	107	42	111	107
ペアレントメンターの人数	人	11	11	11	10	12	12
ピアサポート活動への参加人数	人	60	62	64	0	23	35

【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	80	80	80
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人	50	50	50

【見込量算出の考え方】

ペアレントトレーニング等の受講者数・実施者数については、子育て応援プログラムの延参加人数の見込量です。

ピアサポートの活動への参加人数については、現在活動している団体の人数を元に見込んでいます。

【確保の方策】

- ▶子育て不安がある人を対象として、養育能力の向上と孤立感の軽減によりこどもの健やかな発達を促すことを目的とした「魔法の褒め方（ペアレントトレーニング）」を実施します。
- ▶ピアサポートの活動の場の整備や現在取り組んでいる活動などの支援を継続していきます。

5 相談支援体制の充実・強化

【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	30	30	30	21	13	13
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	15	15	15	15	17	24
地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	回	15	15	15	21	13	13

【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	20	20	20
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	5	5	5
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	2	2	2
参加事業者・機関数	機関	16	16	16
協議会の専門部会の設置	設置の有無	有	有	有
協議会の専門部会の実施回数	回	9	9	9

【見込量算出の考え方】

基幹相談支援センターであるきらりあ及びはつかいち福祉ねっとの相談支援部会等の活動を見込んでいます。

【確保の方策】

- ▶地域生活を支えるために基幹相談支援センターのきらりあを中心に相談支援体制の充実を図ります。
- ▶相談支援従事者研修（初任者・現任）の課題に対する情報提供、助言を継続します。
- ▶多機関との連携を図り、複雑・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制の充実に努めます。



作品名：祈り

作 者：こどもひろばういず物見

<作品・作者紹介>

制作当初は新年早々にこんな年の始まり方は想像すらしておりませんでした。

海外に目を向けると、未だ収まらない紛争の数々。

とても大きな争いごとや震災。

それだけではない身近なとても些細な争いごととも児童さんにとっては大きな争いごと。

平和について考える想いを児童さんの力に寄り添って3つの形に制作いたしました。

切り絵が得意な児童さん、折り紙が得意な児童さん、ボトルやキャップの貼り付けが得意な児童さん。

そんな児童さんの想いが形になりました。

友達、家族、全ての命 今このとき、平和について考える児童の願いを形にしました。

そんな作品です。

こどもひろばういず物見では、絵画や創作活動に力を入れています。

子どもたちの無限な力を引き出しながら楽しい、わくわくする気持ちを育ていけるよう日々、取り組んでいます。

6 障害福祉サービス等の質の向上

【第6期の見込量と実績】

種類	単位	見込量			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	13	13	13	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施の有無	有	有	有	無	無	無
上記の実施回数	回	2	2	2	0	0	0

【第7期の見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等との共有の実施回数	回	1	1	1
指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	実施の有無	有	有	有
指導監査結果の関係自治体との共有回数	回	1	1	1

【見込量算出の考え方】

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、指導監査結果等の共有する体制の有無及びその実施回数については、期間中の体制の構築を目指します。

【確保の方策】

- ▶過誤請求の分析や制度改正等の情報及び指導監査結果等をホームページ等を活用し、共有する体制を整備し、情報提供、情報共有を推進します。

7 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 必須事業

【第6期の見込量と実績】

事業名	単位	見込量			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
(基幹相談支援センター)	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	8	8	8	2	2	2
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
6 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間実利用者数	39	39	39	29	30	30
②手話通訳者設置事業	設置者数	3	3	3	3	3	3
7 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	年間支給決定件数	16	16	16	20	17	12
②自立生活支援用具	年間支給決定件数	19	19	19	17	11	22
③在宅療養等支援用具	年間支給決定件数	19	19	19	22	21	28
④情報・意思疎通支援用具	年間支給決定件数	24	24	24	27	33	28
⑤排泄管理支援用具	年間支給決定件数	2,497	2,522	2,547	2,508	2,571	2,552
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	年間支給決定件数	4	4	4	4	5	2
8 手話奉仕員養成研修事業	年間受講人数	20	20	20	25	26	42
9 移動支援事業	月間実利用者数	153	153	153	142	156	157
	月間延利用時間数	1,760	1,760	1,760	1,908	1,722	1,827
10 地域活動支援センター事業 (機能強化)	か所	1	1	1	1	1	1
	月間利用者数	4	4	4	4	4	3

※令和5(2023)年度は、9月までの実績から推計

【第7期の見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
3 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	か所	3	3	3
(基幹相談支援センター)	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	2	2	2
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	30	30	30
②手話通訳者設置事業	設置者数	3	3	3
7 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	年間給付等見込件数	16	16	16
②自立生活支援用具	年間給付等見込件数	17	17	17
③在宅療養等支援用具	年間給付等見込件数	24	24	24
④情報・意思疎通支援用具	年間給付等見込件数	29	29	29
⑤排泄管理支援用具	年間給付等見込件数	2,580	2,610	2,640
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	年間給付等見込件数	4	4	4
8 手話奉仕員養成研修事業	年間の養成・ 修了見込者数	30	30	30
9 移動支援事業	月間実利用者数	159	160	162
	月間延利用時間数	1,845	1,864	1,882
10 地域活動支援センター事業 (機能強化)	か所	1	1	1
	月間利用者数	3	3	3

【見込量算出の考え方】

障害者相談支援事業の事業所数は減となりますが、相談員の人員体制は継続します。

意思疎通支援事業は、手話相談員2人、手話支援員1人の常時3人（人役）体制を継続します。

地域活動支援センター事業は、現在の事業所数を踏まえ、ほぼ現状維持としています。

【確保の方策】

- ▶手話相談員2人、手話支援員1人の常時3人（人役）体制で聴覚に障がいのある人の相談に応じます。また、インターネットを介したスマートフォンやタブレットを活用して、利用者の支援を図ります。
- ▶日常生活用具給付等事業は、適宜、給付基準の見直しを行い、種目の拡充を行います。
- ▶障がいのある人の地域生活を支援するため、引き続き、利用者の状況に応じたサービスの確保に努めます。

(2) 任意事業

【第6期の見込量と実績】

事業名	単位	見込量			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1 福祉ホーム事業	月間実利用者数	1	1	1	0	0	0
2 生活訓練事業	年間利用者数	5	5	5	5	5	5
3 日中一時支援事業	月間実利用者数	52	52	52	62	66	67
	月間延利用日数	208	208	208	256	284	304
4 社会参加促進事業							
①スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	無	有	有
②点字・声の広報発行事業	年間実利用者数	5	5	5	5	5	5
③自動車運転免許取得費給付事業	年間支給件数	1	1	1	2	1	1
④自動車改造助成費給付事業	年間支給件数	2	2	2	4	4	2
5 地域活動支援センター事業 (基礎)	か所	1	1	1	1	1	1
	月間利用者数	4	4	4	4	4	3

※令和5(2023)年度は、9月までの実績から推計

【第7期見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 福祉ホーム事業	月間実利用者数	1	1	1
2 生活訓練事業	年間利用者数	5	5	5
3 日中一時支援事業	月間実利用者数	69	72	74
	月間延利用日数	315	326	337
4 社会参加促進事業				
①スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施の有無	有	有	有
②点字・声の広報発行事業	年間実利用者数	5	5	5
③自動車運転免許取得費給付事業	年間支給件数	1	1	1
④自動車改造助成費給付事業	年間支給件数	3	3	3
5 地域活動支援センター事業 (基礎)	か所	1	1	1
	月間利用者数	3	3	3

【見込量算出の考え方】

生活訓練事業は、視覚障がい者歩行訓練及び社会福祉協議会に委託している生活訓練事業（吉和事務所）を対象として、算出しています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、障がい者スポーツ体験会、スポーツ教室開催事業のほか各種のレクリエーション教室や音楽会・作品展等の芸術文化活動を対象としています。

【確保の方策】

- ▶生活訓練事業、社会参加促進事業、日中一時支援等のニーズ把握に努めるとともに活動等を支援していきます。

第4章 障害児通所支援等の目標 と見込量確保のための方策

第4章 障害児通所支援等の目標と見込量確保のための方策

Ⅰ 成果指標（令和8（2026）年度の目標値）

①障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針：

- ア 児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に1か所以上に設置
- イ 全市町村における、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ウ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所：各市町村又は圏域に1か所以上に設置
- エ 県、各圏域、各市町村における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

■本市の目標値

項目	目標	本市の考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	2か所	本市の設置状況（2か所）を踏まえ設定
【目標値】 保育所等訪問支援の設置数	2か所	本市の設置状況（2か所）を踏まえ設定
【目標値】 重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2か所	本市の設置状況（2か所）を踏まえ設定
【目標値】 重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	2か所	本市の設置状況（2か所）を踏まえ設定
【目標】 保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制の構築	有	既存の設置状況を踏まえ設定
【目標】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有	はつかいち福祉ねっとの取組を踏まえ設定
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	本市の配置状況（4人）を踏まえ設定

【今後の本市の方向性】

児童発達支援センター、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの設置、保育所等訪問支援体制の構築、医療的ケア児支援のための協議の場の設置並びに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、既に整備されており、現状を踏まえ算出しています。

引き続き、各機関がはつかいち福祉ねっと医療的ケア児(者)部会でニーズを把握するとともに、必要な支援が提供できるよう取り組みます。



作 者：放課後等デイサービスつなぐじごぜん

- (左) 作品名：僕の好きな数字
- (上左) 作品名：自然
- (上右) 作品名：妖怪
- (下左) 作品名：僕の世界
- (下右) 作品名：暗黒 VS 炎 VS 無限
- (右) 作品名：春の仲間たち

<作品・作者紹介>

つなぐじごぜんでは、公園に行った時は地域の学校の子も達と一緒に活動をしています。

室内では、作品に向け創作活動をしたり、異年齢のお友達とカードゲームをして活動しています。

2 障害児通所支援等の見込量（活動指標）

サービス名		内容
児童発達支援		障がいのある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があります。
放課後等デイサービス		就学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援		保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援		重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置		医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。
支援事業 子ども子育て	保育所	障がいのある児童の通所・通園に適した環境整備、受入体制の整備を進めます。
	認定こども園	
	留守家庭児童会	障がいの程度に応じた職員の加配、教室等の設備の改善等に努めます。

作品名:さをり織り

作 者:あうるワークスペース



<作品・作者紹介>

あうるは訪問介護・ショートステイ・グループホーム・作業所等、多種多様な支援を通じて様々な作品を作っています。

今回はその中からさをり織りの作品や着物・帯など和のリメイク作品をご紹介します。

日々みんなで楽しく作業をしながら一つ一つ心を込めて作品作りをしています。

作品を手にとって下さった皆様にその心と笑顔が届きますように…。

【第6期の見込量と実績】

種類		単位	見込量			実績		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援		実利用者 数／月	164	170	177	162	174	177
		延利用日 数／月	1,137	1,330	1,557	1,008	1,025	1,062
放課後等デイサービス		実利用者 数／月	452	474	498	459	504	530
		延利用日 数／月	4,354	4,572	4,801	4,773	5,245	5,836
保育所等訪問支援		実利用者 数／月	3	3	3	2	2	1
		延利用日 数／月	3	3	3	2	2	1
居宅訪問型児童 発達支援		実利用者 数／月	0	0	0	0	0	0
		延利用日 数／月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援		実利用者 数／月	158	185	217	169	190	181
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネータ ー配置数		人	4	4	4	4	4	4
子ども子育て支援事業	保育所	人	105	105	105	120	125	119
	認定こども園	人	10	10	10	5	3	7
	留守家庭児童会	人	120	120	120	101	110	127



作品名：色柄カラス(13羽)・サボテン・シャムネコ

作 者：細木 陽平

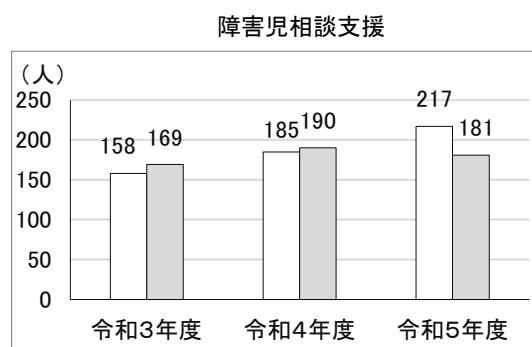
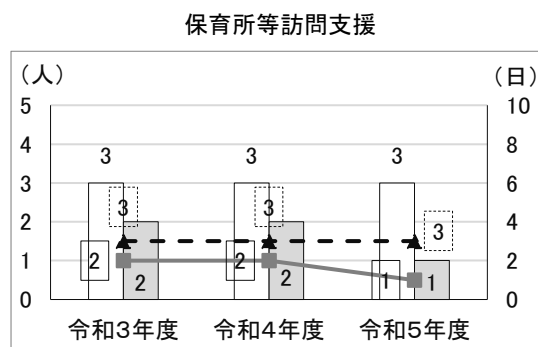
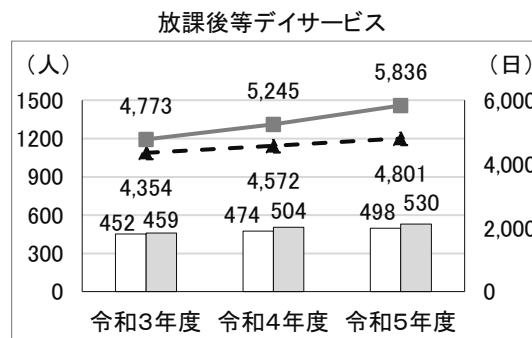
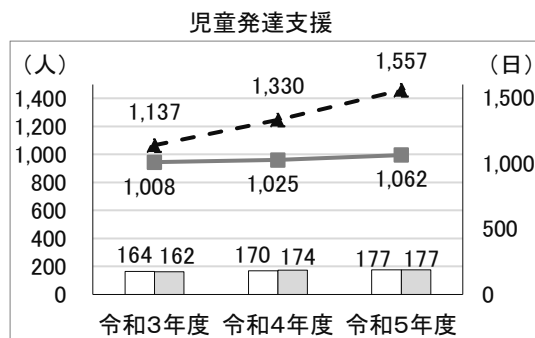
<作品・作者紹介>

ユニークなアイデアが頭の中にいっぱい入っています。

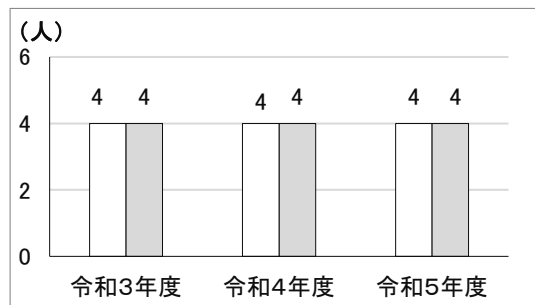
可愛い作品をたくさん描いています。

【第6期の見込量と実績(グラフ)】※居宅訪問型児童発達支援を除く

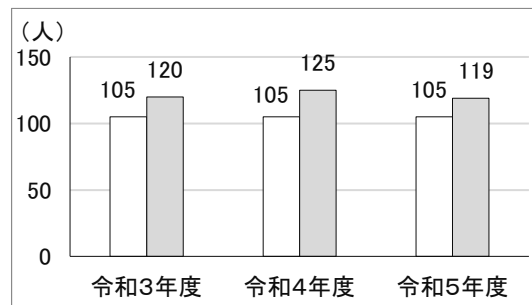
□ 計画値(実利用者数/月) ■ 実績値(実利用者数/月)
 -▲- 計画値(延利用時間/月) —■— 実績値(延利用時間/月)



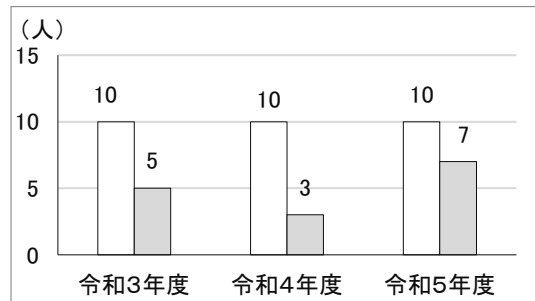
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーター配置数



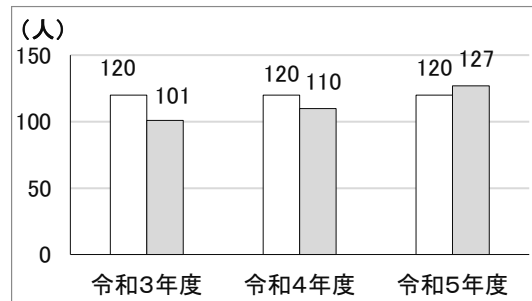
子ども子育て支援事業
(保育所)



子ども子育て支援事業
(認定こども園)



子ども子育て支援事業
(留守家庭児童会)



【第7期見込量】

種類		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		実利用者数／月	180	183	186
		延利用日数／月	1,080	1,098	1,116
放課後等デイサービス		実利用者数／月	550	570	590
		延利用日数／月	6,105	6,327	6,549
保育所等訪問支援		実利用者数／月	2	2	2
		延利用日数／月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援		実利用者数／月	0	0	0
		延利用日数／月	0	0	0
障害児相談支援		実利用者数／月	208	221	235
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数		人	4	4	4
子ども子育て支援事業	保育所	人	130	130	130
	認定こども園	人	5	5	5
	留守家庭児童会	人	140	154	169

【見込量算出の考え方】

居宅訪問型児童発達支援は現時点で近隣に事業所の設置の見込みがないため、当面、利用は見込んでいません。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置は、現状の4人を維持する予定です。

子ども・子育て支援事業は、利用者ニーズを踏まえて算出しています。

【確保の方策】

- ▶放課後等デイサービスと日中一時支援事業について、他市町の状況等を参考に障がいのある児童の福祉サービス利用のあり方について検討を継続します。
- ▶障がいのある児童及びその家族に対する支援のため、はつかいち福祉ねっと発達支援部会等で協議し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携体制の強化を図ります。
- ▶はつかいち福祉ねっと医療的ケア児(者)部会で関係者会議や研修を開催し、医療的ケア児等コーディネーターを中心に各関係機関と連携をとり、個別ケースの現状や課題を把握するなどの支援体制の整備を進めます。
- ▶障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに地域の保育、教育等の支援を受けて成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センター等の関

係機関と連携し、相談支援体制の構築に努めます。

- ▶障がいのある児童が地域の子ども同士とのふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や認定こども園、留守家庭児童会等における受入れ体制の充実を図ります。



作 者：放課後等デイサービスつなぐ

(上左) 作品名：どうぶつがいっぱい

＜作品・作者紹介＞この作品は動物が大好きなお友だちが日頃お絵かきボードなどに描いている絵を画用紙に描いてくれたものです。感性の光るとても可愛らしい動物が沢山あふれて、楽しそうな雰囲気が伝わります。

(上中) 作品名：ペンと筆とクレヨンで

＜作品・作者紹介＞初めての作品です。色や道具を自分で選んで上手に描かれています。音楽や絵本が大好きなお友だちです。

(上右) いろともだち

＜作品・作者紹介＞電車や外遊びが好きなお友だちでいつも元気いっぱいに過ごされています。表現された色たちも元気に遊んでいる様子が伝わります。

(下左) 作品名：みどりのせかい

＜作品・作者紹介＞緑が好きなお友だちの作品です。真ん中にはカエルの顔も見えていて、手形もご自分で手のひらに絵の具を塗って作画されました。

(下右) 作品名：指先で創り出す

＜作品・作者紹介＞クレパスやその欠片を指先で伸ばし色を広げて描かれました。色使いもとても繊細で、柔らかい作品が完成しました。

第5章 計画の推進・評価体制

第5章 計画の推進・評価体制

1 障害福祉サービス等の円滑な提供

(1) 各種サービスや制度の周知

各種サービスや制度の実施にあたっては、市広報紙やホームページの活用はもとより、窓口や訪問、出前講座等の機会をとらえて市民への周知を図ります。また、はつかいち福祉ねっとを通じ、相談支援機関や事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施や適切なサービスの提供に努めます。65歳到達後のサービス提供についても介護保険部門と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 総合的な相談支援体制の整備

障がいのある人が地域社会で、安心して暮らしていくことができるよう、きらりあをはじめ、相談支援事業所等と引き続き、きめ細かな対応ができる相談支援体制の充実に努めます。

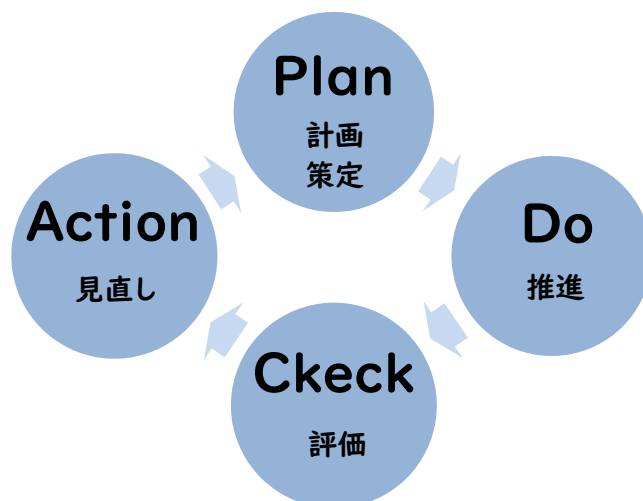
(3) 障害福祉サービス提供事業所等との連携

障害福祉サービス等の量だけでなく、質の向上も求められることから、研修情報等の提供、広島県と連携した事業所への指導、監査の実施、はつかいち福祉ねっとを通じた各事業所に共通する課題への対応等、関係機関とも連携を図りながら、質の高いサービス提供体制の確保に努めます。

2 評価体制について

計画を着実に推進するためには、本市のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本市では、廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会とはつかいち福祉ねっとにおいて、毎年度、計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、ホームページ等にて公表し、透明性を高めます。



資料編

資料

Ⅰ 廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会委員名簿

番号	氏 名	所 属 等	備 考
1	石田 洋一	廿日市市民生委員児童委員協議会	
2	井上 智雄	医療法人ハートフル 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	
3	大野 英明	広島県立廿日市市特別支援学校	
4	河野 啓史	社会福祉法人三篠会 ふれあいライフ原	
5	駒坂 敦	はつかいち福祉ねっと	
6	棚田 裕二	広島文教大学	
7	中山 義之	社会福祉法人ひかり会 広島ひかり園	
8	野村 陽平	佐伯地区医師会	
9	花本 美代	広島西医療センター 専門小児科発達外来	
10	水藤 美樹	廿日市市社会福祉協議会	

2 はつかいち福祉ねっと 障がい別会議構成団体一覧

身体障がい部会		
	廿日市市障害者福祉協会	大野障害者団体連絡協議会
	廿日市市障害者団体連絡会	視覚障害者の会「椿会」
	全国障害者問題研究会廿日市サークル	佐伯地区ろうあ協会廿日市支部
	広島ひかり園家族会	広島ひかり園
	特定非営利活動法人 日本頸髄損傷 Life Net	広島県難聴者・中途失聴者支援協会 廿日市支部
知的障がい部会		
	ピクトハウス家族会	友和の里保護者会（通所部）
	友和の里保護者会（入所部）	廿日市市手をつなぐ育成会
	くさのみ作業所家族会	障害者施設・原家族会
	おおの手をつなぐ育成会	ファミリーアレ
	虹の会	日本ダウン症協会（はつかいち）
	あおぞら家族会	くさのみ作業所
	ピクトハウス	友和の里
	アダージョ	障害者支援施設原
	ふれあい生活介護	あおぞら
	あうるワークスペース	おおの共同作業所
	りあん	
精神障がい部会		
	精神障害者家族会こぶし会	大野精神障害者家族会あいあい
	高次能機能障害家族会 「シェイキングハンズ」廿日市地区会	さくら作業所
	あいあい作業所	友和病院
	訪問看護ステーションゆうわ	訪問看護ステーションこころーれ廿日市
	エスペランサ	あうるホーム フィーカ
	にじのえき	コーヒーショップあんず
	ハナミズキ	あおぞら
	きらほし	りあん
	広島断酒ふたば会南支部	相談支援事業所エスペランサ
	さくら相談支援事業所	相談支援事業所あおぞら
	串戸心療クリニック	訪問看護ステーション和み
	廿日市記念病院	広島西部保健所
	市社会福祉協議会	
こども部会（休止中）		

（順不同）

3 計画策定の取組経過

日付	概要
令和5(2023)年	
8月 3日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
8月 4日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
8月24日	はつかいち福祉ねっと 計画推進会議
9月 1日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
9月 7日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
9月13日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
10月 5日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
	廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会
10月 6日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
10月11日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
10月11日～31日	アンケート調査
11月 8日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
11月 9日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
11月17日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
12月 1日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
12月 5日	市議会文教厚生常任委員会説明会
12月 7日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
12月13日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
令和6(2024)年	
1月11日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
2月 9日	はつかいち福祉ねっと 全体会
3月11日	廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会
3月21日	はつかいち福祉ねっと 計画推進会議
3月27日	廿日市市保健福祉審議会

〔表紙〕

作品名：宮島

作 者：障害福祉サービス事業所 レント

＜作品・作者紹介＞

おおの福祉会 レントは2020年10月に開所しました。

生活介護 定員20名の通所施設です。

レントでは自分のしたいことを探しやってみる、遊んで楽しむ、

みんなと触れ合うことを思いながら日々過ごしています。

カラフルアート展に出品させていただいた「宮島」は、

同法人アダージョでの内職作業で出た廃材を再利用して、

額縁に見立て、花がみをみんなで丸めて夜空に打ち上げた花火、

鳥居を作成しました。

〔裏表紙〕

作品名：大樹

作 者：こどもひろばういず

＜作品・作者紹介＞

皆が協力し、大樹の幹の様に太く繋がって欲しいとの思いから。

子どもたちからの提案で「みんなが参加出来る作品がいい！」

の思いから「手形」「貼り絵」にしました。

貼り絵も子ども同士でサポートを行い、全員で一緒に作成しました♪

こどもひろばういず(上平良)では、「子どもたちがわくわくする活動」を通じ

成功体験を積んで頂き、その子が持っている【強み】を伸ばす事に職員一同、

取り組んでいます！

挿絵は「第4回はつかいちカラフル・アート展～"発達障害啓発週間"作品展～」(主催:はつかいち福祉ねっと"発達障害啓発週間"ワーキング)の出展作品です。

第7期廿日市市障がい福祉計画・

第3期廿日市市障がい児福祉計画

発行年月:令和6(2024)年3月

発 行:広島県廿日市市

編 集:廿日市市 健康福祉部 障害福祉課

〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

TEL(0829)30-9152 FAX(0829)20-1611

